

## 参考資料

参考-1 銚子市の現況と課題の整理

参考-2 都市計画マスタープラン策定の経緯

参考-3 用語解説







## 参考資料

### 参考-1 銚子市の現況と課題の整理

#### 1 都市現況の整理

##### (1) 広域条件

###### ① 位置

本市は、東京から 100 km、関東平野の最東端に位置し、北は利根川を隔て茨城県の神栖市に対し、東から南は太平洋に臨み、太平洋側南西方面は旭市、利根川沿い北西方面は東庄町に接しています。

道路は、市の南部を東西に国道 126 号が、利根川沿いに国道 356 号が通っています。鉄道では、東京都心と直結する総武本線と、成田へ通じる成田線、及び市の東側を銚子電鉄が走っています。市域面積は、84.19 km<sup>2</sup>となっています。

利根川の水運によりまちが発展し、現在は海岸を活かした観光など、歴史的に人と水の関わりは深いです。



図 銚子市の位置

###### ② 地形・気候

三方を太平洋と利根川に囲まれ、年間を通し温暖な気候に恵まれた半島性という地理的特性を有しています。海岸部は磯浜が主ですが、南は屏風ヶ浦の海岸壁、東は君ヶ浜などの砂浜がみられます。内陸部は、利根川沿岸の平坦地、南西部の北総台地と東部の丘陵部となっています。市の東部から南部に国定公園の指定があります。

### ③ 歴史的変遷

本市は、古くからつづく漁業や創業約 400 年を誇る醤油醸造業などの産業と共に、海運や利根水運の中継基地として発展し、江戸をはじめ各地との交流が盛んに行われてきました。

昭和 8 年には千葉市に次いで県下 2 番目の市として「銚子市」が誕生し、さらに昭和 12 年に高神村、海上村を合併したのをはじめ、近隣の村との合併により現在の市域が形成されました。



図 市域の変遷

## (2) 自然環境・歴史的資源

### ① 河川の状況

本市の主要河川は、市境北部を 1 級河川の利根川が、また市内にも 1 級河川は清水川、高田川、三宅川、2 級河川に小畑川の 4 川が流れています。古くから漁業とともに、江戸と東北を結ぶ水運の拠点として発展してきました。

### ② 歴史的資源の状況

国指定天然記念物の犬吠埼の白亜紀浅海堆積物をはじめ、市内には国指定・登録文化財(5 件)、県指定文化財(15 件)、市指定文化財(14 件)が指定され保護されています。これらの中には中島城跡など 3 件の史跡、6 件の天然記念物が含まれています。平成 24 年 9 月に屏風ヶ浦の地層を代表とする銚子市の地質遺産が日本ジオパークに認定されています。

### ③ 自然公園区域等指定状況

水郷筑波国定公園、県立九十九里自然公園のほか、市条例に基づく景観形成地区が指定されています。

表 自然公園区域等指定状況

種 別	面 積 等	適 用
国定公園第 2 種特別地域	220ha	昭和 57 年 3 月 23 日指定
国定公園第 3 種特別地域	145ha	昭和 57 年 3 月 23 日指定
国定公園普通地域(陸域)	44ha	昭和 57 年 3 月 23 日指定
県立自然公園普通地域	332ha	昭和 39 年 6 月 9 日指定
銚子市地球の丸く見える丘景観条例に基づく景観形成地区	町丁界等地区による指定	平成 5 年 6 月 1 日指定

### (3)人口動向

#### ① 人口の状況等

##### 【本市の人口推計】

本市の人口は、2011年の69,299人が2025年には、53,684人(△15,615人・△22.5%)となり、2035年には42,264人(△27,035人・△39.0%)となるなど、減少傾向が将来も継続することが予想されます。

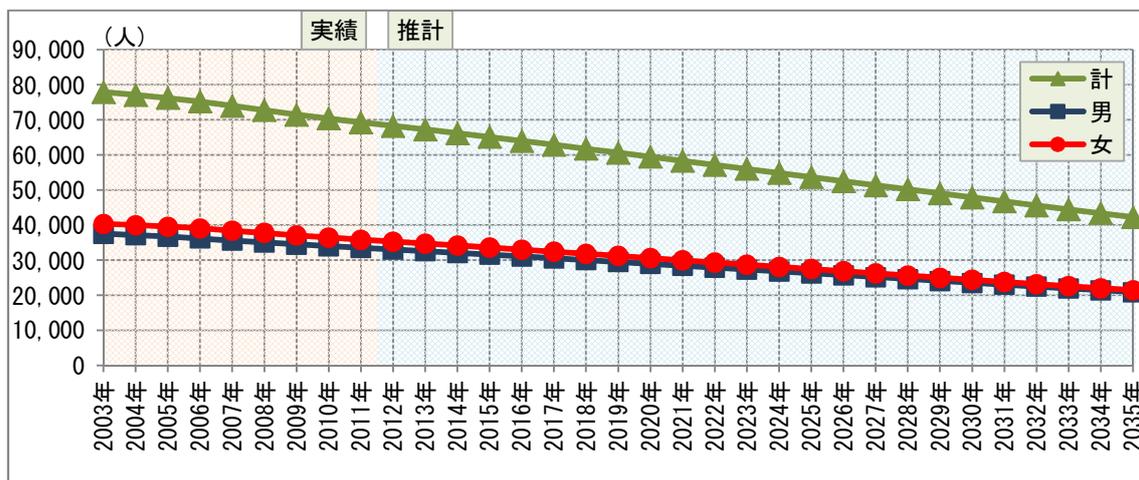


図 人口推計 資料:2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

##### 【近隣市町との比較】

通勤・通学圏の近隣6市1町及び人口推移・人口構成割合等が似ている県内の鴨川市と館山市を抽出し比較すると、2011年の2003年に対する増減率でみると、神栖市(+5.1%)及び鹿嶋市(+4.7%)は人口が増加しているが、その他の市町は人口が減少し、本市は-11.0%と比較した市町の中で最も減少率が大きくなっています。

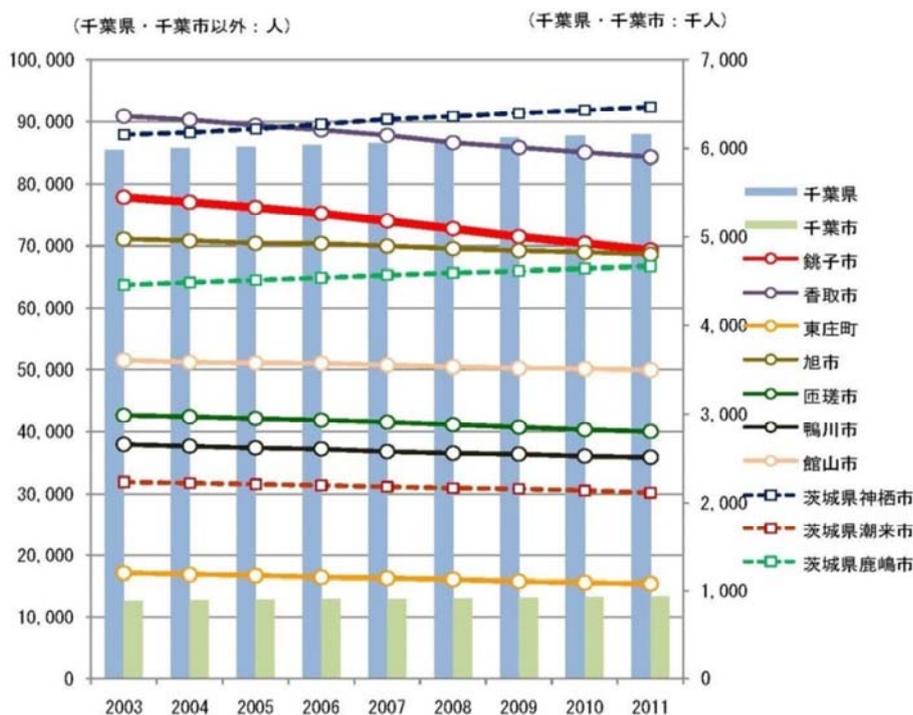


図 近隣市町との比較 (各年4月1日現在)

資料:2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

### 【年齢別人口動向】

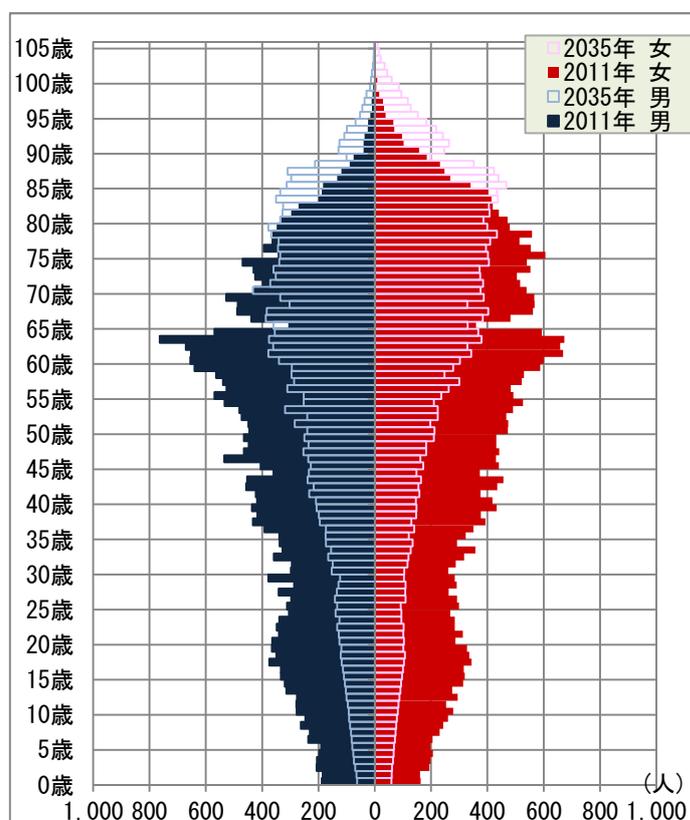
人口の構成比を見ると、老年人口（65歳以上）は2011年比で、2025年には、13.5%増となるものの、2035年には、2.5%増で留まる見込みです。一方、年少人口（0～14歳以下）は2011年比で、2025年には、49.5%減、2035年には、66.2%減となり、また、生産年齢人口（15～64歳以下）についても、2025年には、35.3%減、2035年には54.4%減と大幅な減少となっています。

(人)	2011年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
65歳以上	20,184	22,212	23,144	22,902	22,005	20,693
15～64歳	42,022	37,068	31,833	27,201	22,982	19,176
0～14歳	7,093	5,842	4,522	3,581	2,904	2,395
(指数)	2011年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
65歳以上	100.0	110.0	114.7	113.5	109.0	102.5
15～64歳	100.0	88.2	75.8	64.7	54.7	45.6
0～14歳	100.0	82.4	63.8	50.5	40.9	33.8

（\*指数は2011年の数値を100とした） 資料：2012年2月銚子市人口推計分析業務

委託報告書

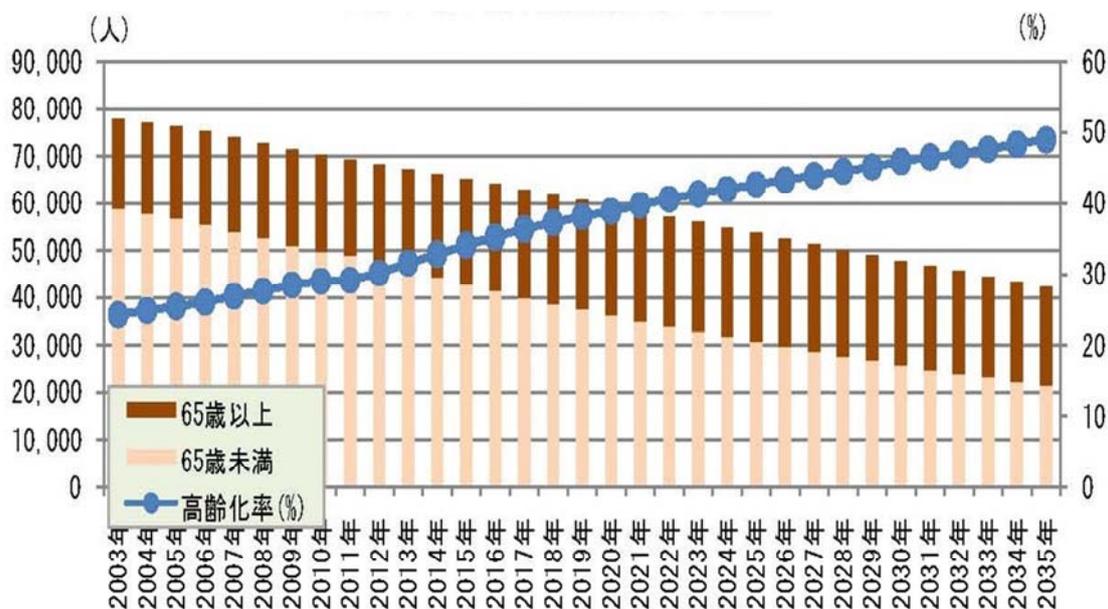
表 年齢3区分の人口推移 附表



資料：2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

図 年齢別人口比較

高齢化率では、65歳以上人口が将来にわたり大きく変動しないが、65歳未満人口が年々減少することにより、高齢化率が上がり続け、2025年には42.66%、2035年には48.96%となり、およそ2人に1人が高齢者になることが予想されます。



資料：2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

図 銚子市の高齢化率の推移

(人)	2011年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
計	69,299	65,122	59,499	53,684	47,891	42,264
65歳以上	20,184	22,212	23,144	22,902	22,005	20,693
65歳未満	49,115	42,910	36,355	30,782	25,886	21,571
高齢化率(%)	29.13	34.11	38.90	42.66	45.95	48.96

(\* 指数は2011年の数値を100とした) 資料：2012年2月 銚子市人口推計分析業務委託報告書

表 銚子市の高齢化率の推移附表

## ② 人口流動

### 【人口動態】

自然動態（出生数、死亡数）は男女ともに死亡数が出生数より多く、社会動態（転入数、転出数）も男女ともに転出数が転入数より大きいです。2003年から2010年までの8年間では、自然動態による減少数が4,230人、社会動態による減少数が4,301人となっており、男性は自然動態、女性は社会動態による減が大きくなっています。

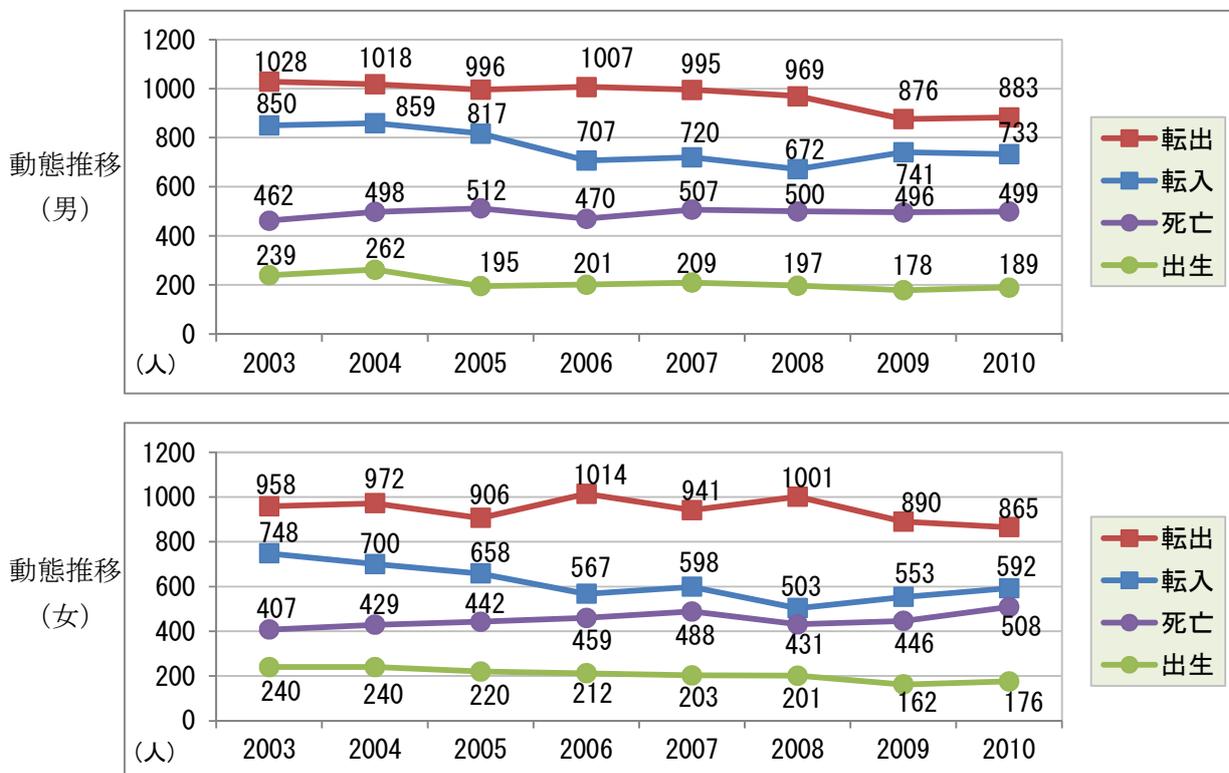


図 人口動態

資料: 住民基本台帳

### 【昼夜間人口比率の推移】

常住人口に対する昼間人口の割合はほぼ1.0で、移動は少ない状況にあります。平成22年現在は0.982とわずかに流出超過となっています。

年	昼間人口	常住人口	流出入状況			常住人口に対する 昼間人口の割合
			流入人口	流出人口	流入超過数	
S45	92,231	90,415	5,408	3,592	1,816	1.020
S50	90,282	90,374	5,015	5,107	△92	0.999
S55	90,618	89,412	7,008	5,802	1,206	1.013
S60	88,567	87,883	7,288	6,604	684	1.008
H 2	85,134	85,136	8,309	8,311	△2	0.999
H 7	81,228	82,180	8,592	9,544	△952	0.988
H12	78,020	78,693	8,747	9,420	△673	0.991
H17	73,689	75,020	8,444	9,775	△1,331	0.982
H22	68,976	70,210	7,929	9,163	△1,234	0.982

表 昼間人口の推移

資料: 国勢調査

【通勤通学流動】

人口の移動状況は平成22年10月1日現在、流入人口7,853人に対し、流出人口は9,365人となっています。当市で就業・常住する者の76.9%が市内常住者であり、当市に常住する就業者・通学者の74.6%が市内で就業・通学する者となっています。

表 15歳以上就業者・通学者の流入、流出状況

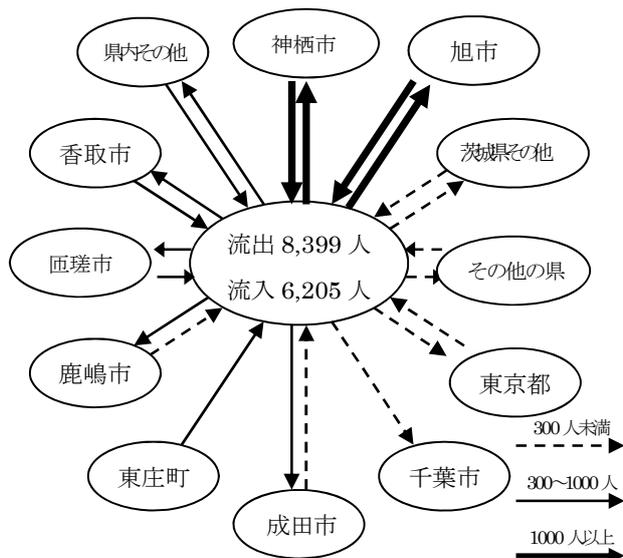
区分	当市で就業・通学する者			当市に常住する就業者及び通学者	
	総数	当市に常住する者	他市区町村に常住	総数	他市区町村で就業・通学
総数	35,588	27,352	7,853	36,858	9,365
就業者	31,034	24,515	6,205	33,030	8,399
通学者	4,554	2,837	1,648	3,828	966

資料：H22 国勢調査

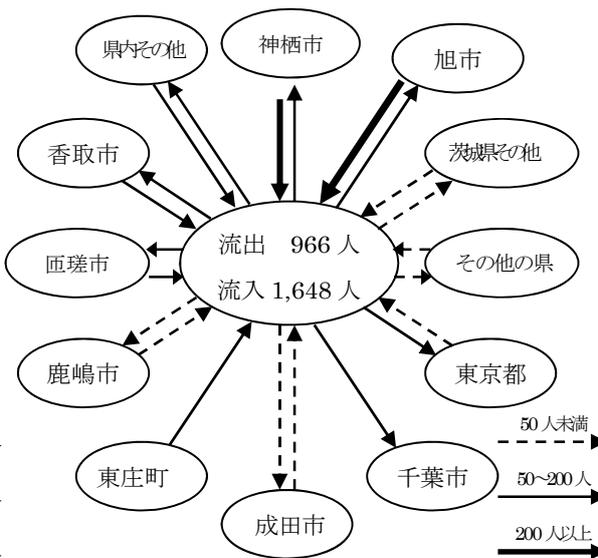
【通勤通学者流動】

当市の就業者・通学者の流入人口が最も多いのは、旭市で（それぞれ33.3%、31.6%）で、次いで神栖市（31.6%、28.0%）、流出人口では就業者で最も多いのが神栖市（41.9%）次いで旭市（21.2%）となっています。また通学者の流出先は旭市が最も多く（15.1%）、次いで神栖市（14.7%）となっています。

〔通勤流動〕



〔通学流動〕



		千葉県							茨城県			東京都	その他の県
		旭市	香取市	匝瑳市	成田市	千葉市	東庄町	その他	神栖市	鹿嶋市	県内他		
通勤	流出	1,782	470	373	325	243	—	727	3,519	489	115	108	50
	流入	2,068	445	309	85	—	435	536	1,960	49	100	66	152
通学	流出	146	117	127	31	115	—	119	142	47	3	56	19
	流入	520	163	78	23	—	162	118	462	15	45	20	42

資料：H22 国勢調査

図 通勤通学流動

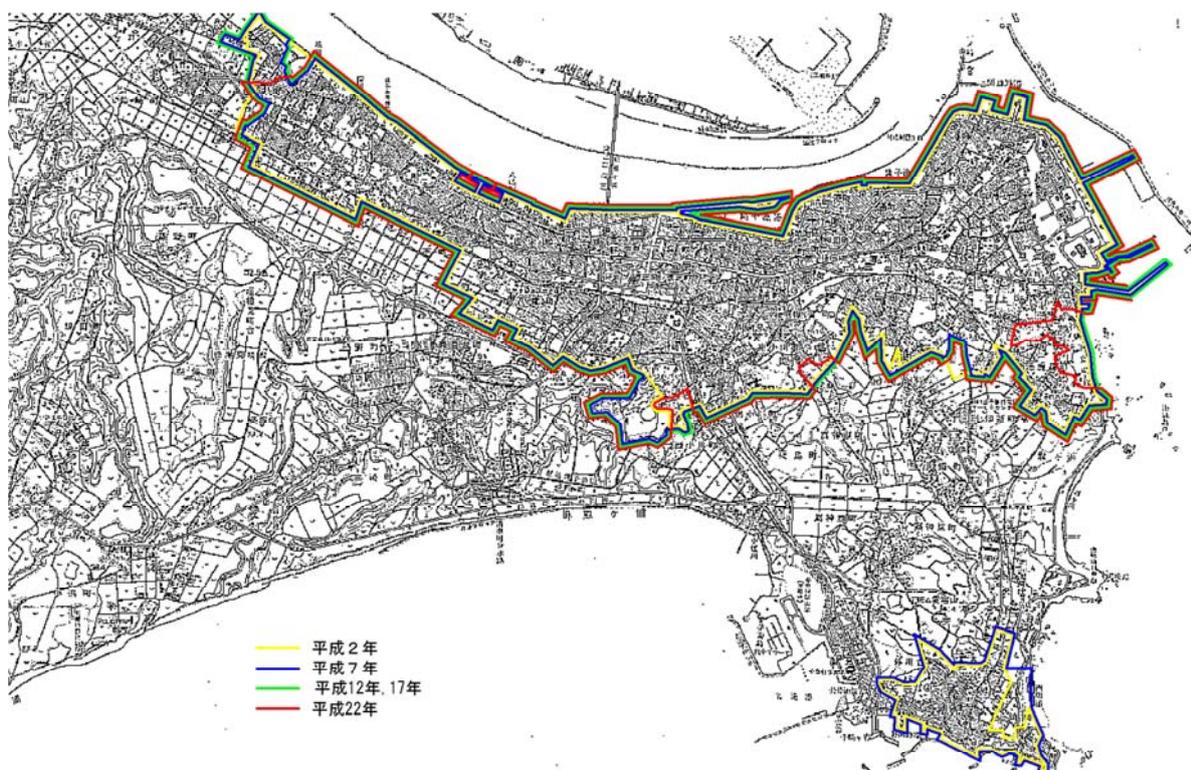
### ③ 人口集中地区の推移

人口集中地区の面積は、市全体に対し平成 22 年現在、11.6%を占めており、推移を見ると急激な市街化は見られず、平成 7 年をピークに減少しています。総人口に対する人口集中地区の人口はほぼ 50%で、人口集中地区の人口密度については昭和 50 年より 35 年間で半数以下となっています。

表 人口集中地区人口・面積・人口密度の推移

年	人 口			総人口に 対する割合 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	総面積に対す る面積の割合 (%)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	総数	男	女				
S50	51,718	24,640	27,078	57.2	7.0	8.2	7,388.3
S55	48,964	23,275	25,689	54.8	7.3	8.6	6,707.4
S60	49,259	23,390	25,869	56.1	8.5	10.0	5,795.2
H 2	52,768	25,036	27,732	62.0	10.4	12.4	5,073.8
H 7	50,032	23,825	26,207	60.9	10.7	12.8	4,693.4
H12	42,296	20,125	22,171	53.7	9.9	11.8	4,272.3
H17	39,412	18,739	20,673	52.5	9.9	11.8	3,981.0
H22	35,761	17,170	18,591	50.9	9.7	11.6	3,686.7

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 人口集中地区

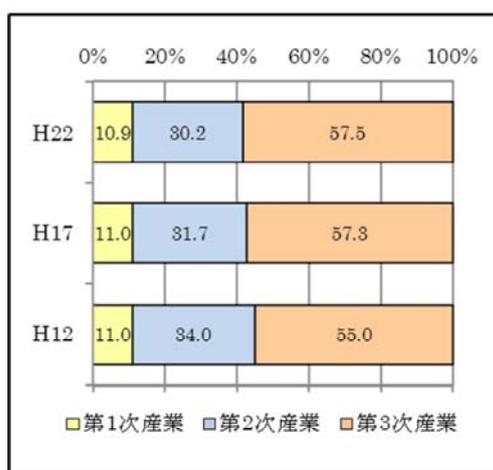
#### (4) 産業の状況

- 第3次産業は増加傾向、第2次産業は減少傾向にある。
- 水産業では、全国有数の水揚げ量を誇り、農業ではキャベツや大根の生産が盛んである。
- 工業では缶詰などの水産加工業や、古くから続く醤油醸造業等が行なわれている。
- 犬吠埼を初め、景勝地に恵まれた観光産業も盛んである。

##### ① 産業別就業者人口

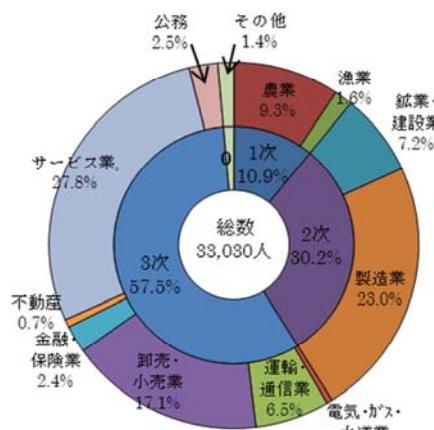
就業者人口は、平成22年現在で33,030人であり、平成22年人口70,210人に対して47.0%の割合を占めています。産業別就業者構成は、第1次産業が10.9%（3,589人）、第2次産業が30.2%（9,981人）、第3次産業が57.5%（18,998人）となっています。

近年における産業別就業者推移をみると、第3次産業は増加傾向、第2次産業は減少傾向にある。就業者の業種別の内訳は、サービス業が最も多く、次いで製造業となっています。



資料: H22 国勢調査

図 産業別就業者の推移



資料: H22 国勢調査

図 産業別就業者数

##### ② 産業動向

###### 【農業】

本市の農業は、平成22年現在、農家数1,233戸、経営耕地面積227,912aであり、畑地がその79.8%を占めています。首都圏における生鮮野菜の供給基地として栄えてきたが、第2種兼業農家の減少などで、農家数は減少しています。経営耕地面積は水田から畑への転換等により、水田は減少しているが、畑は増加傾向にあります。

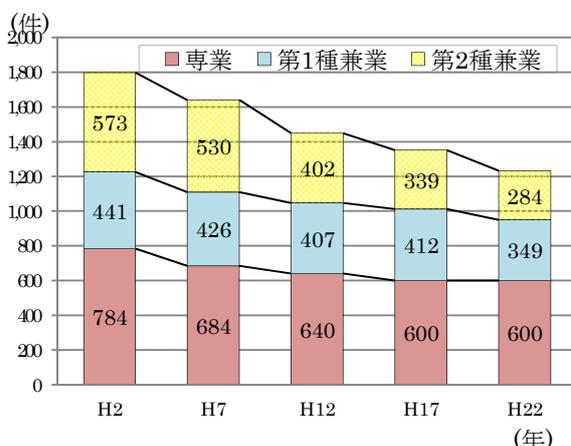


図 専兼業別農家数の推移 資料: 農業センサス

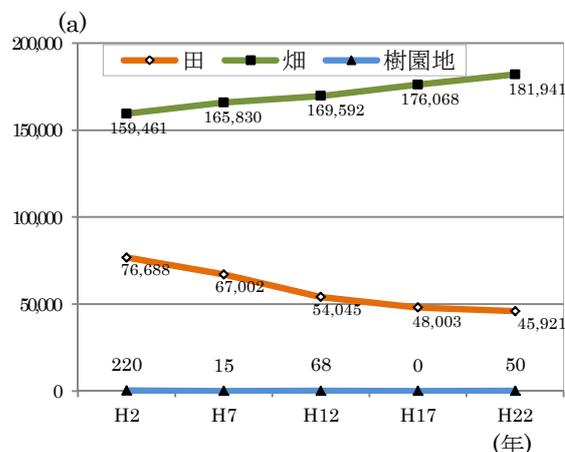


図 種目別経営耕地面積 資料: 農業センサス

## 【水産業】

本市の水産業は、良好な漁業環境に支えられ、平成24年では、数量では全国1位、金額では全国4位の水揚げ高を誇っています。また缶詰製造は平成19年を境に数量・金額ともに減少傾向にあります。

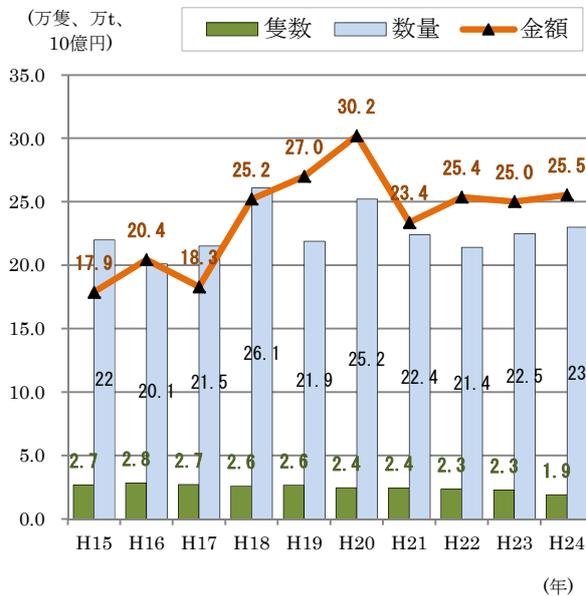


図 銚子漁港水揚げ高の推移

資料：銚子漁業協同組合

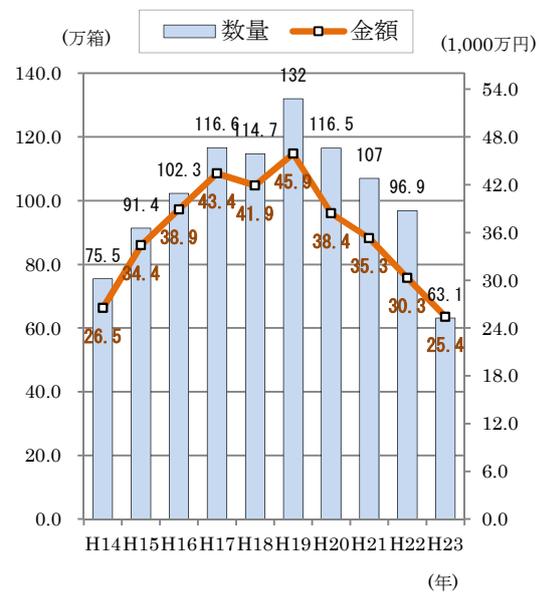


図 缶詰生産高の推移

資料：水産課

表 全国主要漁港水揚げ高

数量 (t)	漁港名	順位	漁港名	金額 (千円)
229,658	銚子	1	福岡	44,948,160
167,081	焼津	2	焼津	42,251,341
134,565	松浦	3	長崎	31,954,325
123,407	根室	4	銚子	25,535,720
121,873	長崎	5	根室	24,439,757
114,258	境港	6	三崎	22,102,489
112,395	八戸	7	松浦	19,208,736
110,234	釧路	8	八戸	18,670,480
101,366	枕崎	9	下関	17,520,047
84,737	福岡	10	函館	16,653,083

資料：H24 銚子市漁業協同組合

【工業】

平成 22 年現在、事業所数は 219 事業所であり、従業者数は 5,353 人、製造品出荷額は約 1,735 億円となっています。事業所数、従業者数は減少傾向にあります。製造品出荷額等は緩やかな増減を繰り返しています。

市の工業の中心である水産物加工は減少傾向にあり、また、醤油醸造業も減少傾向にあります。

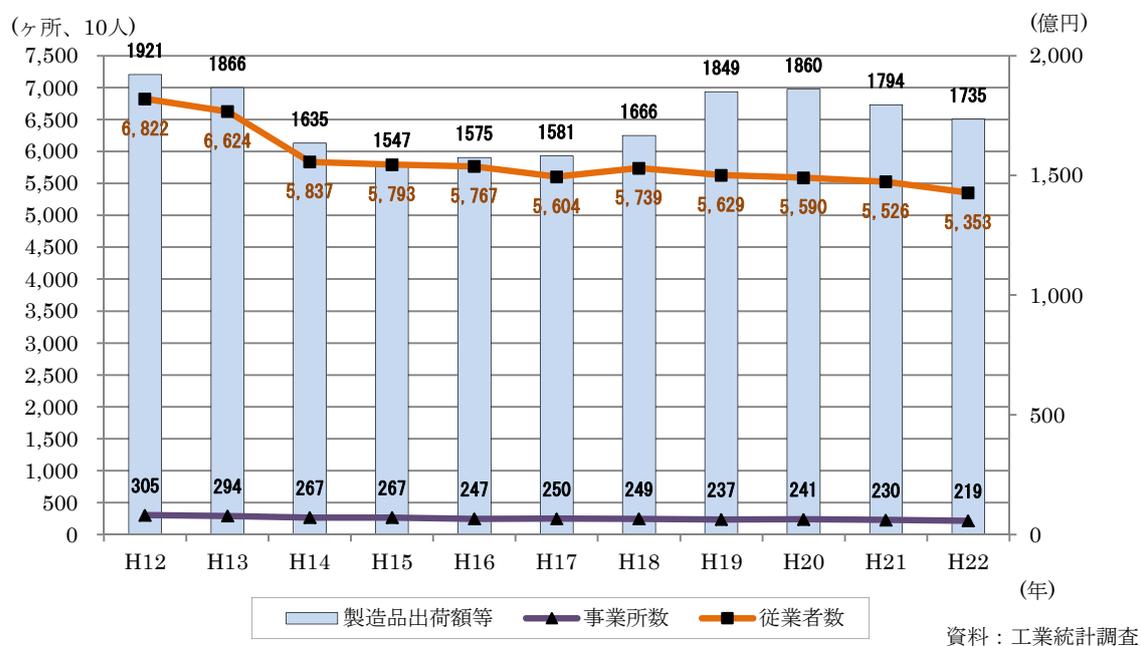


図 事業所数、従業者数、製造品出荷額等推移

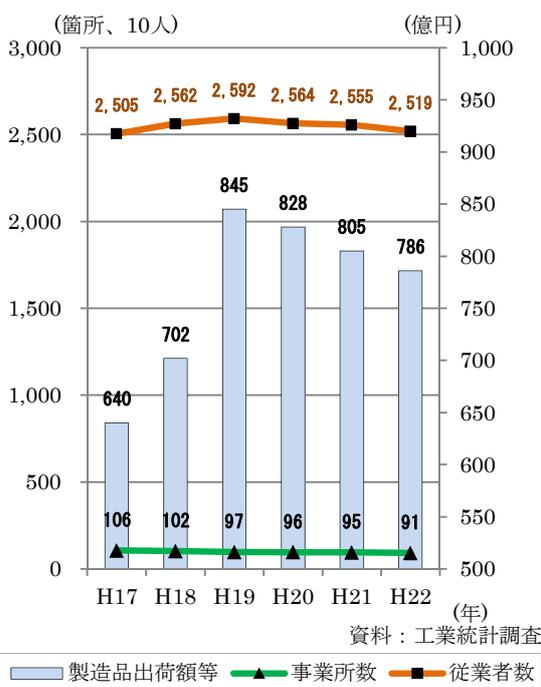


図 水産物加工関係

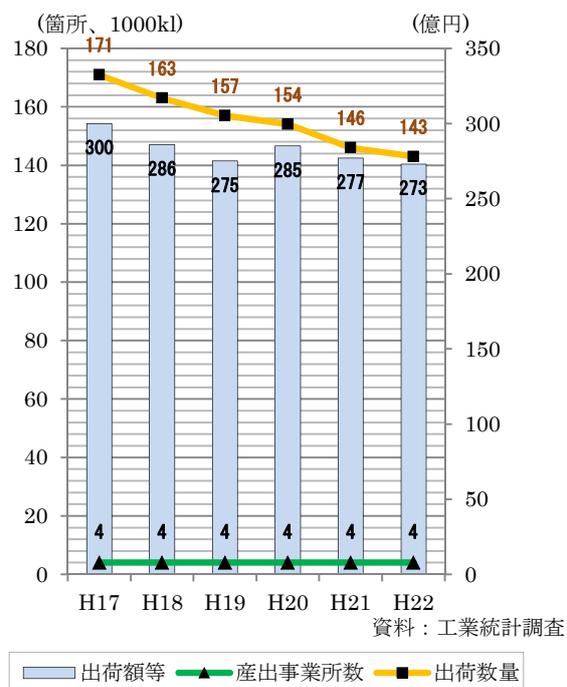


図 醤油・食用アミノ酸製造業

【商業】

平成19年現在、卸売と小売業を合わせ、店舗数では1,401店、従業者数は7,029人となっています。小売業の店舗数は減少傾向にありますが、店舗数全体の80.0%を占めています。

年間販売額は1,917億円となっており、卸売業が全体の64.1%を占めています。小売業では最も多い飲食料品が12.5%を占めています。

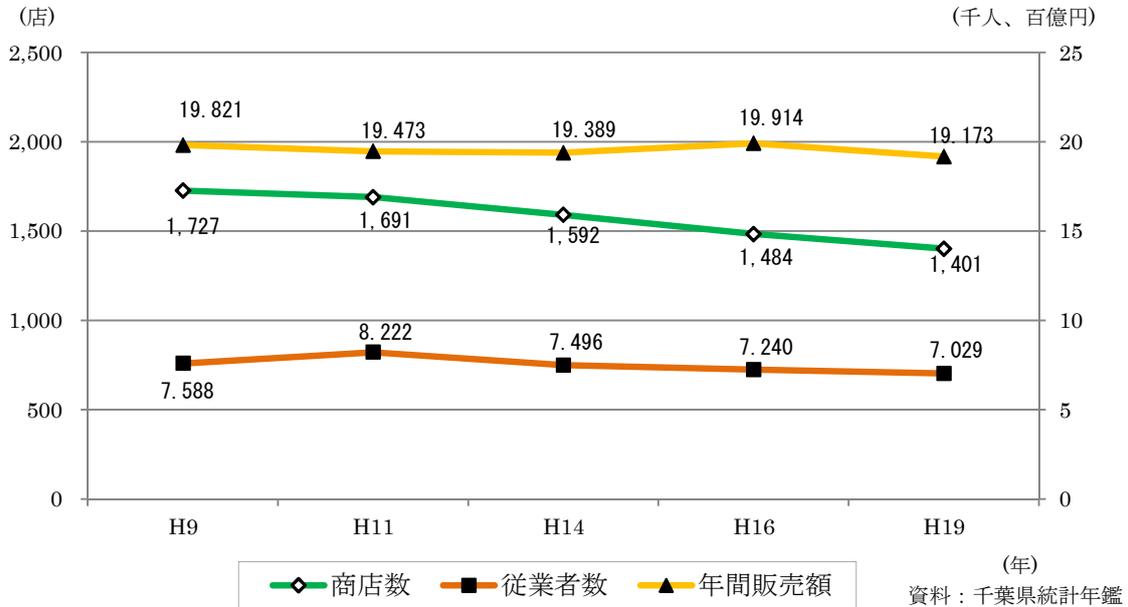
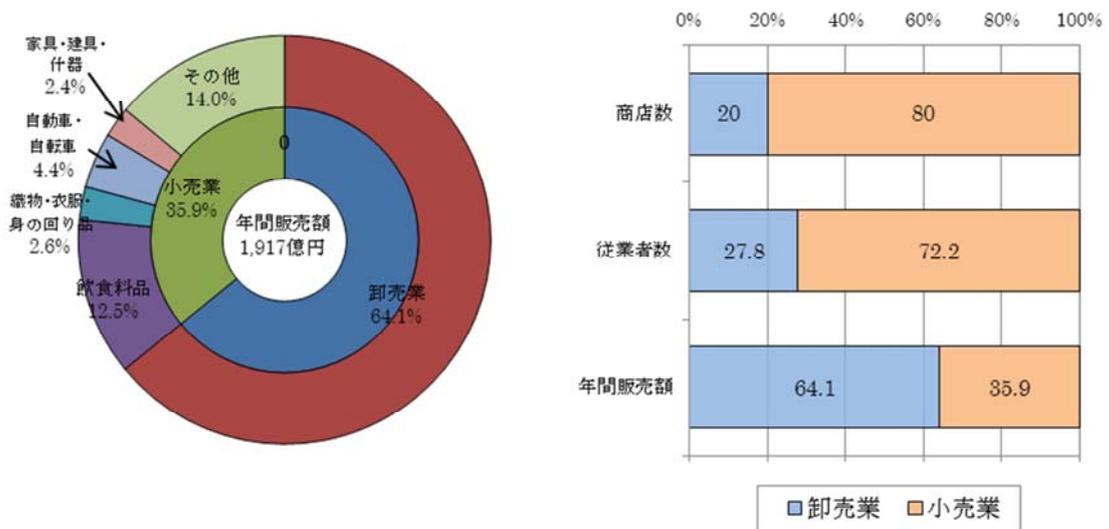


図 店舗数・従業者数の推移



(平成19年6月1日現在)  
資料：千葉県統計年鑑

(平成19年6月1日現在)  
資料：千葉県統計年鑑

図 年間販売額

図 卸売・小売の割合

【観光業】

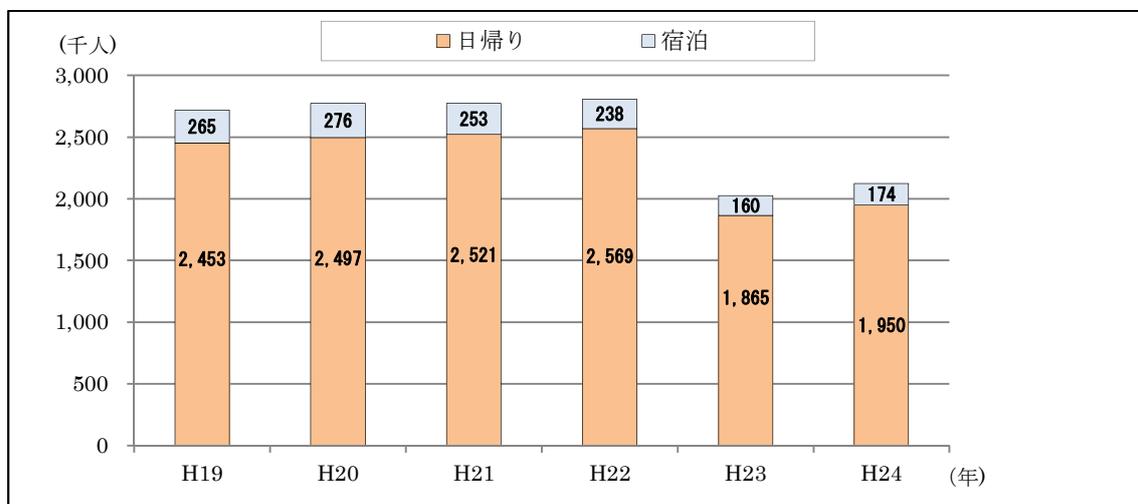
犬吠埼や屏風ヶ浦など名だたる景勝地を有し、観光資源が豊富にあります。

H24年の観光客数は日帰り客 195万人、宿泊客 17万4千人となっています。観光客数は年間約 200 万人を超えますが、宿泊客が少なく、「日帰り・立ち寄り型観光地」の傾向が強くなっています。

表 主要観光資源

種類	資源名
温泉	・犬吠埼温泉
名所・旧跡	・外川のまちなみ ・渡海神社（極相林） ・猿田神社（森） ・川口神社 ・醤油工場のレンガ蔵 ・文学碑 ・飯沼観音・圓福寺 ・妙福寺（樹齢 750 有余年の臥龍の藤） ・満願寺 など
自然・景勝	・犬吠埼（白亜紀浅海堆積物、初日の出など） ・君ヶ浜 ・屏風ヶ浦 ・犬岩・宝満・千騎ヶ岩 ・長崎海岸
観光施設	・犬吠埼灯台 ・犬吠埼マリンパーク ・地球の丸く見える丘展望館 ・ウオッセ 21 ・銚子ポートタワー ・ヤマサ・ヒゲタ醤油工場 ・イルカウォッチング ・銚子電鉄 ・風力発電 など
漁港・マリーナ	・銚子漁港 ・外川漁港 ・銚子マリーナ など
公園	・君ヶ浜しおさい公園 など

資料：観光商工課



資料：観光商工課

図 観光客入込状況

## (5) 土地・建物の利用状況

- 都市的土地利用は市域の15.8%であり住居系、工業系が多くなっている。
- 市の東部から南部に国定公園指定がある。
- 利根川沿いの市北部を中心に用途地域に指定されている。

### ① 地目別土地利用の推移

平成24年現在、市域面積8,391haのうち、山林、田畑などの自然的土地利用が84.2%を占めています。また内訳は、33.6%が田・畑で、宅地は15.8%、山林・原野が16.3%となっており、地目別土地利用に大きな変化はみられません。

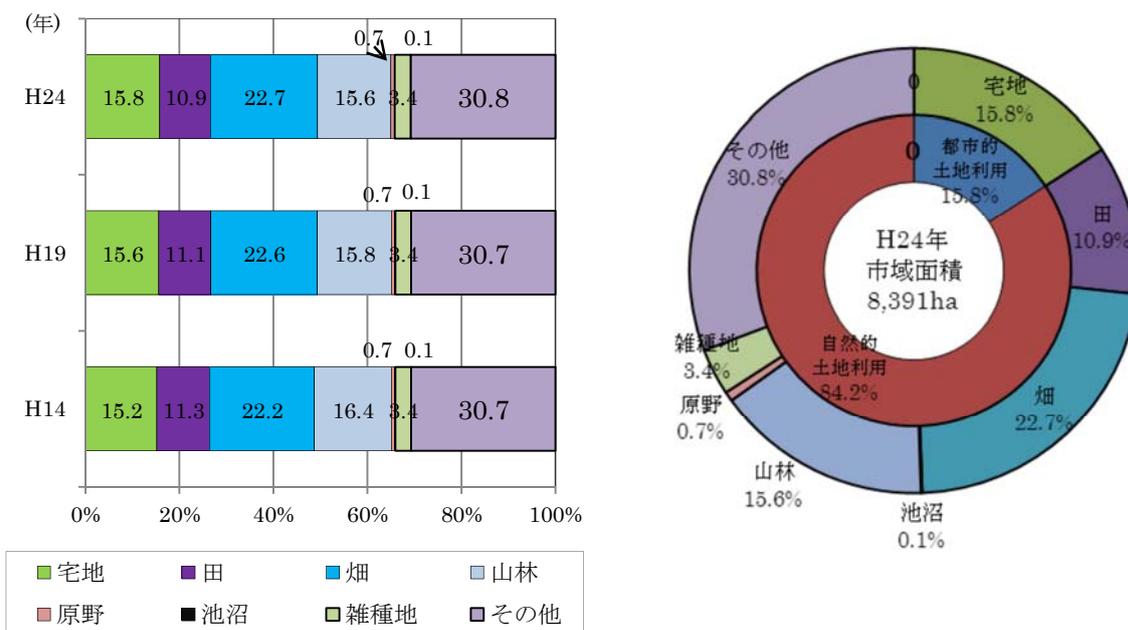


図 地目別土地面積の推移 資料：固定資産概要調査(H24)

### ② 農地転用の状況

平成24年度の農地転用件数は64件、423aで減少傾向にあります。住宅用地、その他建物施設用地への転用が主となっています。

表 農地転用の状況 面積(単位：a)

年度	総数		住宅用地		工業用地		道水路 鉄道用地		その他建物 施設用地		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H19	82	1,884	29	148	1	12	3	18	20	1,350	29	356
H20	81	325	46	155	2	33	4	13	11	47	18	77
H21	87	495	27	105	—	—	4	1	6	24	50	365
H22	84	450	26	85	—	—	—	—	13	160	45	205
H23	69	330	32	88	—	—	—	—	15	138	22	104
H24	64	423	28	108	—	—	1	0	7	86	28	229

資料：農業委員会事務局

③ 開発動向

1ha 以上（宅地開発事業は 5ha 以上）の開発行為は、これまで 36 件あります。そのうち 19 件が住宅系開発、6 件が工業系開発、8 件が港湾整備、その他市場整備、マリーナ整備、商業施設となっています。

表 市街地開発事業等の状況

事業地区名	面積 (ha)	開発の目的	用途地域指定 区域外面積 (ha)	計画概要	
				計画人口 (人)	計画戸数 (戸)
1.弥生地区	8.9	住居系	0.0	—	—
2.不動ヶ丘地区	45.7	住居系	0.0	—	—
3.銚子戦災復興地区一工区	31.8	住居系	0.0	50,000	10,000
4.銚子戦災復興地区二工区	38.8	住居系	0.0		
5.銚子戦災復興地区五工区	24.2	住居系	0.0		
6.銚子戦災復興地区四工区	37.4	住居系	0.0		
7.飯沼都市改造地区	12.1	住居系	0.0	10,000	614
8.名洗港 1 工区	18.2	工業系	0.0	—	—
9.名洗港 2 工区	20.0	工業系	0.0	—	—
10.大橋町 1 工区	2.8	港湾整備	0.0	—	130
11.大橋町 2 工区	2.2	港湾整備	0.0	—	
12.銚子漁港川口地区	12.7	住居+工業系	0.0	450	80
13.銚子漁港第二卸売市場地区	2.3	市場整備	0.0	—	—
14.銚子漁港中央地区その1	1.6	港湾整備	1.6	—	—
15.銚子漁港中央地区その2	0.6	港湾整備	0.0	—	—
16.黒生 1 期	15.3	工業系	0.0	1,840	23
17.外川漁港地区	4.1	市場+工業系	0.0	—	—
18.黒生漁港その1	0.5	港湾整備	0.5	—	—
19.黒生 2 期	11.3	工業系	0.0	—	—
20.銚子漁港中央地区その3	0.1	港湾整備	0.0	—	—
21.黒生漁港その2	0.1	港湾整備	0.1	—	—
22.黒生 3 期	17.8	工業系	0.0	—	—
23.豊里ニュータウン1工区	23.0	住居系	23.0	10,000	597
24.豊里ニュータウン2工区	19.3	住居系	19.3		416
25.豊里ニュータウン3工区	10.3	住居系	10.3		240
26.豊里ニュータウン4工区	3.7	住居系	3.7		131
27.豊里ニュータウン5工区	8.1	住居系	8.1		580
28.豊里ニュータウン6工区	4.0	住居系	4.0		156
29.豊里ニュータウン7工区	1.7	住居系	1.7		67
30.大谷津住宅団地 1 工区	2.8	住居系	2.8	1,076	256
31.大谷津住宅団地 2 工区	3.8	住居系	3.8		
32.大谷津住宅団地 3 工区	2.1	住居系	2.1		
33.大谷津住宅団地 4 工区	2.2	住居系	2.2		
34.名洗港臨海地区	7.7	港湾整備	7.7	—	—
35.名洗港港湾環境整備地区	2.2	マリーナ整備	2.2	—	—
36.イオンリテール（株）	14.6	商業施設	14.6	—	—

資料：都市整備課（H26）

## (6)法規制の状況

市全域の8,419haが都市計画区域に指定されており、うち利根川沿いの北部、犬吠埼等の南部等の1,456haが用途地域に指定されています。また、犬吠埼を初め市の東部から北部にかけての5地区が風致地区に、名洗港が臨港地区に指定されています。

市域の約80%が農業振興地域であり、約20%が農用地区域となっています。

表 都市計画区域・用途地域指定状況

	面積 (ha)	用途地域 比率 (%)	全市域比率 (%)
都市計画区域 (市全域)	8,419		
用途地域	1,456	100.0	17.3
第1種低層住居専用地域	70	4.8	0.8
第1種中高層住居専用地域	170	11.7	2.0
第1種住居地域	597	40.9	7.1
第2種住居地域	78	5.4	0.9
近隣商業地域	82	5.6	1.0
商業地域	42	2.9	0.5
準工業地域	298	20.6	3.6
工業地域	119	8.2	1.4

資料：千葉県 (H26)

表 風致地区の状況

地区名	面積 (ha)
御前鬼山	10.8
川口	13.2
犬吠埼	204.3
七ツ池	154.1
海鹿島	42.0
総計	424.4

資料：千葉県 (H26)

表 臨港地区の状況

臨港地区名	決定面積 (ha)	工業港区 (ha)
名洗港	35.0	35.0

資料：千葉県 (H26)

表 農業振興地域の指定状況

区分		計画策定・指定年月日	面積 (ha)
農業振興地域	当初	昭和48年 2月16日	6,957
	最終	平成 2年12月11日	6,868
農用地区域	当初	昭和49年 2月28日	1,700
	最終	平成26年 9月 3日	2,109

資料：農産課 (H26)

表 都市計画に関する条例・要綱等

分野	名称	公布・決定		対象範囲、概要、主旨等	規模
		当初	最終変更		
公園緑地	銚子市都市公園条例	S37.3.26	H24.12.27	市全域、都市公園および公園施設	市全域 8,391ha
公園緑地	銚子市君ヶ浜しおさい公園の設置及び管理に関する条例	H1.3.27		市全域、公共福祉の増進	市全域 8,391ha
景観	銚子市地球の丸く見える丘景観条例	H4.6.29	H22.3.26	愛宕山周辺の良好な景観形成を図るため	景観形成地区
都市計画	銚子市都市計画公聴会規則	S48.6.22	H22.3.26	市全域、都市計画法の規定による	市全域 8,391ha
都市施設	銚子市自転車等駐車場管理要綱	S56.10.3	H25.3.5	銚子駅周辺、道路交通環境の整備	約 260 台 (398 m <sup>2</sup> )
建築指導	銚子市リゾート地域大型建築物指導要綱	H2.9.28	H24.8.9	リゾート地域、景観その他の環境面からの指導	リゾート地域
都市施設	銚子市路外駐車場に関する届出等に関する規則	H12.3.27		市全域	
都市計画	銚子市都市計画審議会条例	H12.3.27	H22.3.26	都市計画決定に関する	
都市公園	銚子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	H24.12.27		都市公園、移動等の円滑化のために必要な基準の関すること	都市公園
都市計画	銚子市地区計画等の案の作成手続に関する条例	H19.6.27		地区計画等の原案等の提示方法等に関するこ	市全域
都市計画	銚子市宅地開発事業指導要綱	H14.9.30		市全域、無秩序な宅地開発事業の防止	市全域
その他	銚子市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書の規模を定める規則	H24.3.15		市全域、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書きの規模に関するこ	市全域
都市計画	銚子市風致地区条例	H25.9.26		5 地区、都市の風致維持	5 地区 (424.4ha)

資料：銚子市

## 凡 例

5 地域	参考表示	記 号
都市地域		
	市街化区域	
	市街化調整区域	
	その他都市計画区域における用途地域	
農業地域		
	農用地区域	
森林地域		
	国有林	
	地域森林計画対象民有林	
	保安林	
自然公園地域		
	特別地域	
	特別保護地区	
自然保全地域		
	特別地区	

(注)

- 1.五地域の各地域の境界線が一致する場合の表示の優先順位は、都市・農業・森林・自然公園・自然保全の各地域の順としている。(後順位の地域表示はケバだけとしている。)
- 2.海域上に図示されている自然公園地域は、その線で包括される海岸線で設定していることを示す。
- 3.参考表示は、原則として、平成21年3月31日現在の指定現況のものである。
- 4.その他都市計画区域における用途地域は、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画の定められていない都市計画区域における用途地域を示す。

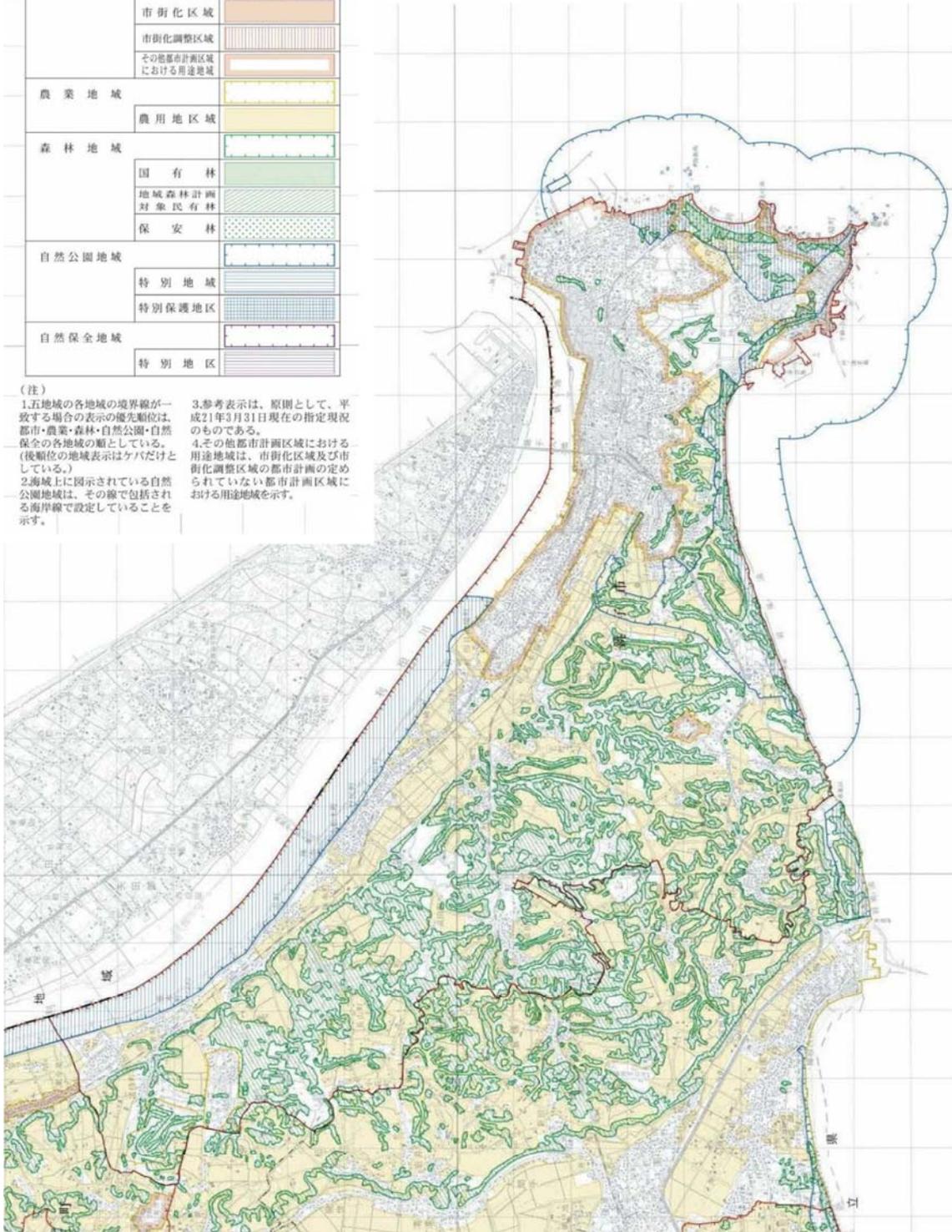


図 土地利用基本計画図

### (7)交通体系の状況

東京方面からは、鉄道ではJR総武本線や成田線が、車では圏央道延伸予定松尾横芝ICを経て、銚子連絡道路の横芝光ICから国道126号、もしくは東関東自動車道佐原香取ICから国道356号または潮来ICから国道124号でアクセス可能となっている。さらに市内の交通は、国道356号バイパスが建設中であり、国道126号八木拡幅の計画、県道愛宕山公園線延伸の用地取得が進んでいます。また東京、銚子間の高速バスが3ルート（旭ルート、佐原ルート及び小見川ルート）、合計42往復しています。市内の公共交通網は、JR総武本線、銚子電鉄、民間バスが運行されていますが、1日平均運輸状況は減少傾向にあります。

表 JR 駅別 1 日平均運輸状況

年	銚子駅		松岸駅	
	総数		総数	
	定期		定期	
H18	3,605	2,293	633	448
H19	3,481	2,150	596	413
H20	3,324	2,046	566	387
H21	3,249	2,006	532	352
H22	3,352	2,191	501	324

資料：千葉県統計年鑑

表 銚子電鉄駅別 1 日平均運輸状況

駅名	H18	H19	H20	H21	H22
銚子	674	935	889	795	673
仲ノ町	54	51	57	45	44
観音	154	152	171	127	108
本銚子	196	189	180	181	156
笠上黒生	144	262	148	151	139
西海鹿島	52	55	51	45	40
海鹿島	160	151	154	161	147
君ヶ浜	17	17	16	18	16
犬吠	190	304	238	197	158
外川	235	150	242	232	209

資料：千葉県統計年鑑

表 定期バス 1 日平均運輸状況

起点	主な経由地	終点	H21年		H22年		H23年	
			利用客数		利用客数		利用客数	
				定期		定期		定期
陣屋町	飯岡・旭中央病院	旭駅	385	85	375	83	388	88
銚子駅	小畑	外川	698	197	662	191	552	182
銚子駅	高神	長崎	42	4	30	3	39	5
銚子駅	海鹿島	銚子駅	135	19	126	18	104	17
銚子駅		千葉科学大学	232	93	266	107	231	81
陣屋町		豊里ニュータウン	90	8	73	2	71	2
猿田駅		銚子西高校	32	—	—	—	—	—
銚子駅		ポートセンター	220	56	209	51	173	52
銚子駅		県立銚子高校	10	—	10	—	8	—
犬吠埼	東関東道・首都高速	東京駅・浜松町	1,547	—	1,526	—	1,549	—
銚子駅	東関東道・東名	京都・大阪	33	—	35	—	35	—

資料：千葉交通株式会社・株式会社千葉交タクシー



## (8)都市基盤整備等の状況

## ①市街地整備の状況

道路整備については、国道・県道が高い改良率となっている一方、市道については改良率50.7%、舗装率60.0%と低い値を示しているが、市内の主な市道はほぼ整備されています。また、都市計画道路の整備率は31.1%と県平均49.4%を下回っています。

本市の住民1人当たり都市公園面積は3.3㎡、本市特有の自然公園など都市公園以外の公園面積を含めても5.3㎡で、都市公園法施行令や市条例で規定する住民1人当たり都市公園標準面積10㎡と比べて低い水準となっています。

上水道の普及率は、H24年現在98.9%と高くほぼ全ての市民に普及しています。下水道の普及率については、徐々に高くなっているものの46.4%に止まっています。

表 道路現況

区分	道路延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
総道	881,280	480,689	54.5	559,044	63.4
国道	29,168	29,168	100.0	29,168	100.0
県道	48,282	44,193	91.5	47,567	98.5
市道	803,830	407,328	50.7	482,309	60.0

\*市道：H24.4.1現在、国道・県道：H24.3.31現在  
資料：土木課・銚子土木事務所

表 都市計画道路現況

	都市計画区域	計画決定		改良済	
	面積 A(ha)	延長 B(km)	B/A(km/㎩)	延長 C(km)	整備率 C/B(%)
銚子市	8,419	48.95	0.58	15.23	31.1
千葉県	360,348	2,679.00	0.74	1,324.00	49.4

資料：千葉県・都市整備課

表 都市公園等整備現況

	街区公園	近隣公園	運動公園	都市緑地	風致公園	自然公園
箇所	16	3	2	1	1	1
面積(ha)	4.65	3.64	12.65	0.83	1.23	8.4

資料：銚子市統計書・都市整備課(H25)

表 住民1人当たり都市公園面積

都市公園面積 (㎡)	H25.4 住民基本台帳人口 (人)	1人当たり公園面積 (㎡/人)
230,016	68,930	3.3

資料：H25 都市公園等整備現況調査

表 上下水道整備現況

年度	行政 人口	上水道			下水道					
		給水 人口	普及率	年 間 給水量	処理 人口	普及率	水洗化 戸数	処理区域 戸数	水洗化 率	年間下水 処理量
		(人)	(%)	(千 $m^3$ )	(人)	(%)	(戸)	(戸)	(%)	(千 $m^3$ )
H19	74,734	73,948	98.95	10,641	31,594	43.4	8,026	11,497	69.8	3,908
H20	73,611	72,836	98.95	10,483	31,635	44.3	8,230	11,710	70.3	3,953
H21	72,521	71,750	98.94	10,346	31,701	45.0	9,555	12,894	74.1	4,051
H22	71,473	70,713	98.94	10,333	31,469	45.4	9,739	13,118	74.2	4,091
H23	70,116	69,429	99.02	10,027	31,589	46.4	9,852	13,155	74.9	4,290
H24	68,930	68,157	98.88	9,757	31,963	46.4	9,998	13,361	74.9	3,986

資料：銚子市統計書・都市整備課

## ②公共公益施設の状況

野球場などのスポーツ施設、図書館、青少年文化会館などの文化施設、公民館、コミュニティセンターなどのコミュニティ施設、その他福祉施設、教育施設など、多様な施設が配置されていますが、昭和40年代から50年代にかけて設置された施設が多く、老朽化が進んでいます。

## 2 住民意向の把握

平成 24 年度に、市内に居住する満 20 歳以上の男女を対象に、「市民意識調査」が行われました。「市民意識調査」は、市民の生活環境への評価や満足度及び市政に関する意識・要望を把握し、新しい基本構想・計画の策定や今後の行政運営の基礎資料として活用するとともに、今後のまちづくりに反映させることを目的としています。このアンケート設問から、今後のまちづくりに関する内容を抽出し整理をいたします。

表 市民意識調査の概要（平成 24 年度）

調査地域	銚子市内全域
調査対象	市内に居住する満 20 歳以上の男女
標本数	2,500 サンプル
有効回答数	1,364
回収率	54.6%
標本抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収（無記名）
調査期間	平成 24 年 10 月 29 日（月）～平成 24 年 11 月 16 日（金）

### (1) 銚子市の暮らしやすさ等について

#### ① 住みやすさ

「約 7 割の人が住みやすさについて不満を持っていない」

現在の銚子市の住みやすさについての問いには、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人が 36.8%、「普通」をあわせて約 7 割（71.1%）の人が銚子市の住みやすさについて大きな不満を持っていないことがわかります。一方、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と答えた人の割合は 28.0%となっています。

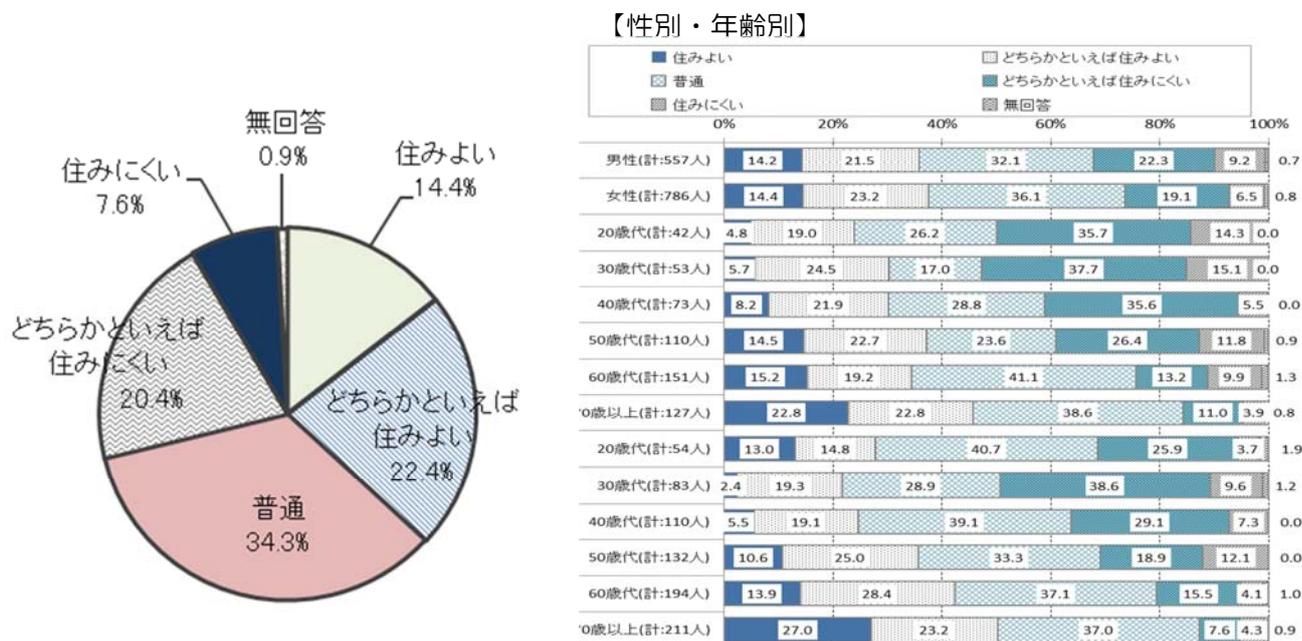
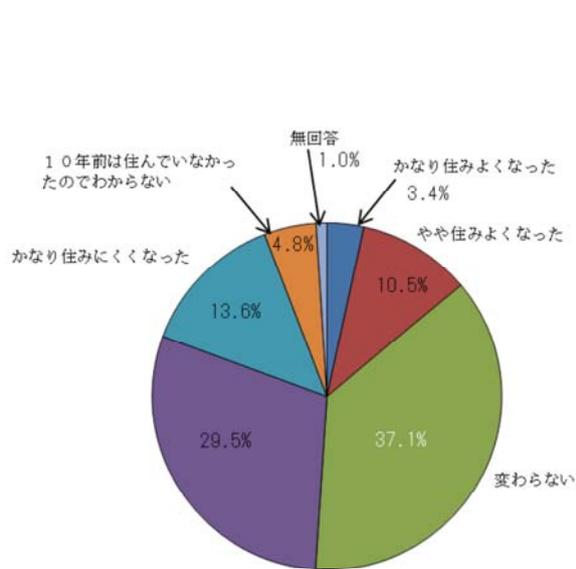


図 設問「現在の銚子市の住みやすさ」の結果

・10年前と比較した住みやすさ

「約4割の人は10年前と比較して住みにくくなったと感じている」

10年前と比較して銚子市は住みよいまちになったかについての問いには、「かなり住みよくなった」「やや住みよくなった」と答えた人が13.9%、一方、「やや住みにくくなった」「かなり住みにくくなった」と回答した人の割合は43.1%となっており、10年前と比べると住みにくくなったと感じる人が多いことがわかります。



【性別・年齢別】

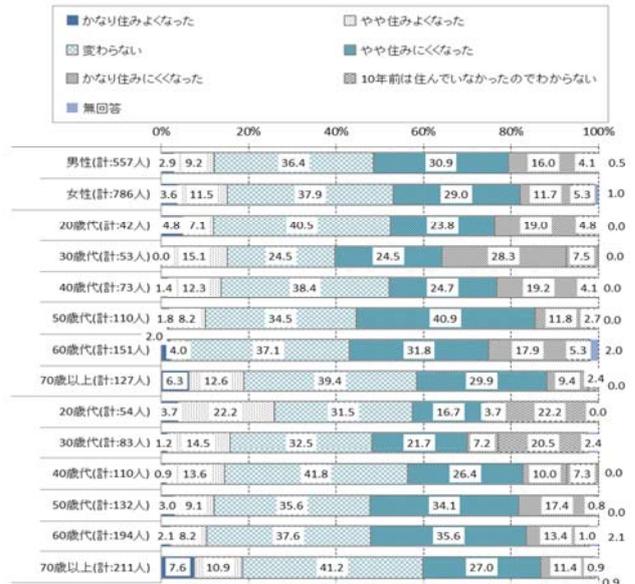
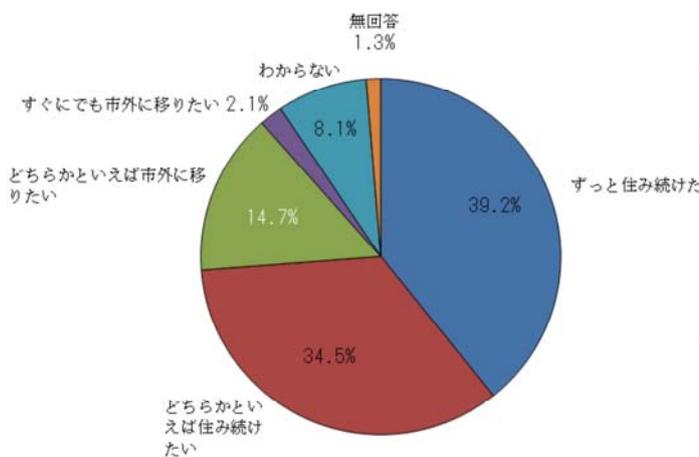


図 設問「10年前と比較して銚子市は住みよいまちになったか」の結果

② 今後の居留意向

「定住意向は7割を超えている」

これからも銚子市に住み続けたいと思うかについての問いには、「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた人が73.7%、となっており、定住意向は7割を超えています。一方、「どちらかといえば市外に移りたい」「すぐにでも市外に移りたい」と回答した人の割合は16.8%となっています。



【性別・年齢別】

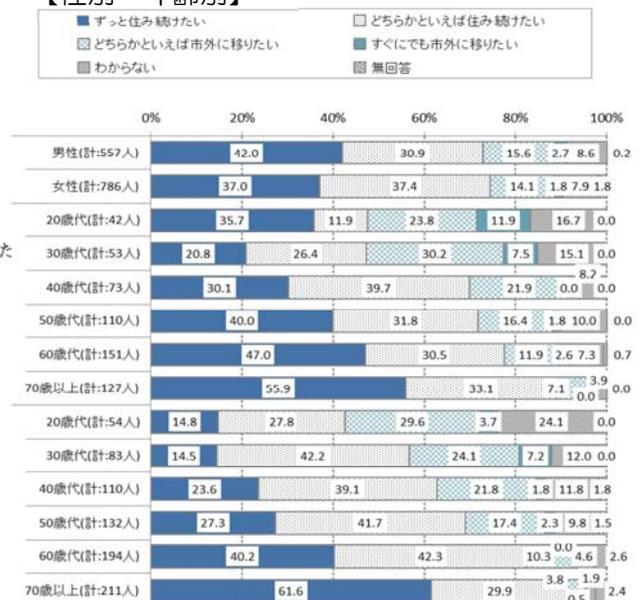


図 設問「10年前と比較して銚子市は住みよいまちになったか」の結果

・移りたい理由

「どちらかといえば市外に移りたい」、「すぐにでも市外に移りたい」と答えた人に、移りたいと思う理由をたずねたところ、「まちの発展に期待ができない」と答えた人が 61.7%と最も多く、次いで「医療・福祉サービスが不満」44.3%、交通が不便 36.5%となっています。

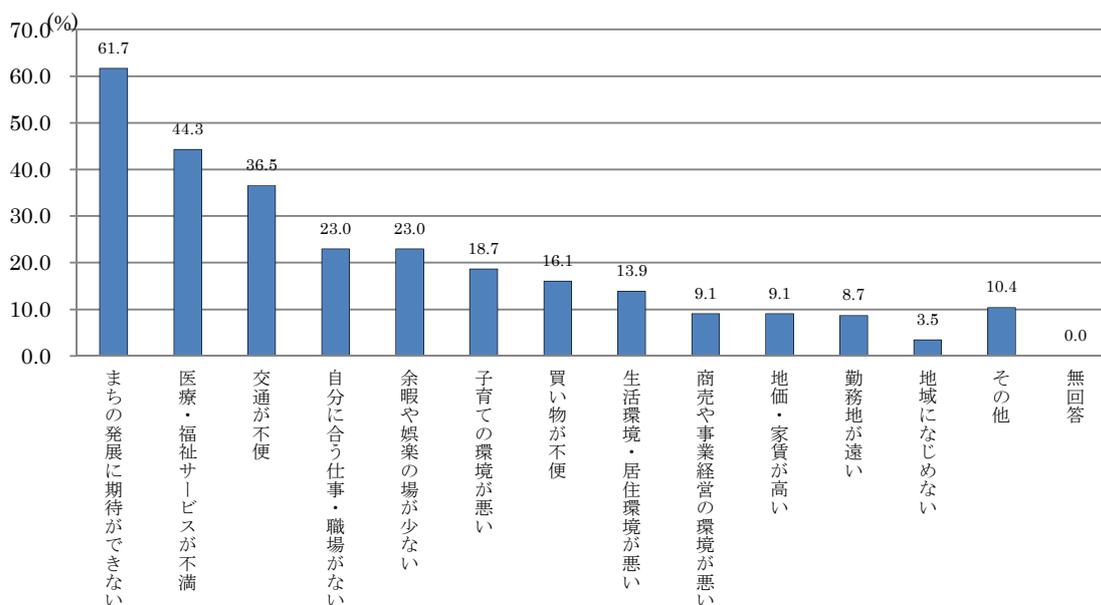


図 設問「市外へ移りたい理由」の結果

## (2) 銚子市のまちづくり施策について

### ① これから優先的に取り組むべき施策

「これから優先的に取り組むべき施策」については、「保健・医療サービス」が35.8%で最も高くなっています。次いで、「中心市街地の活性化」(33.9%)、「広域幹線道路の整備促進」(26.8%)、「高齢者福祉」(26.4%)、「観光の振興」(24.3%)、「企業誘致の推進、新規創業者への支援」(23.3%)、「市道の整備」(21.8%)、「子育て支援」(21.6%)、「国民健康保険・介護保険などの社会保障制度」(21.0%)、「行財政改革」(20.5%)、「防災対策」(18.6%)、「公共交通機関の利便性向上」(18.0%)、「観光・交流拠点の整備」(17.4%)、「駐車場・駐輪場の整備」(12.8%)の順となっています。

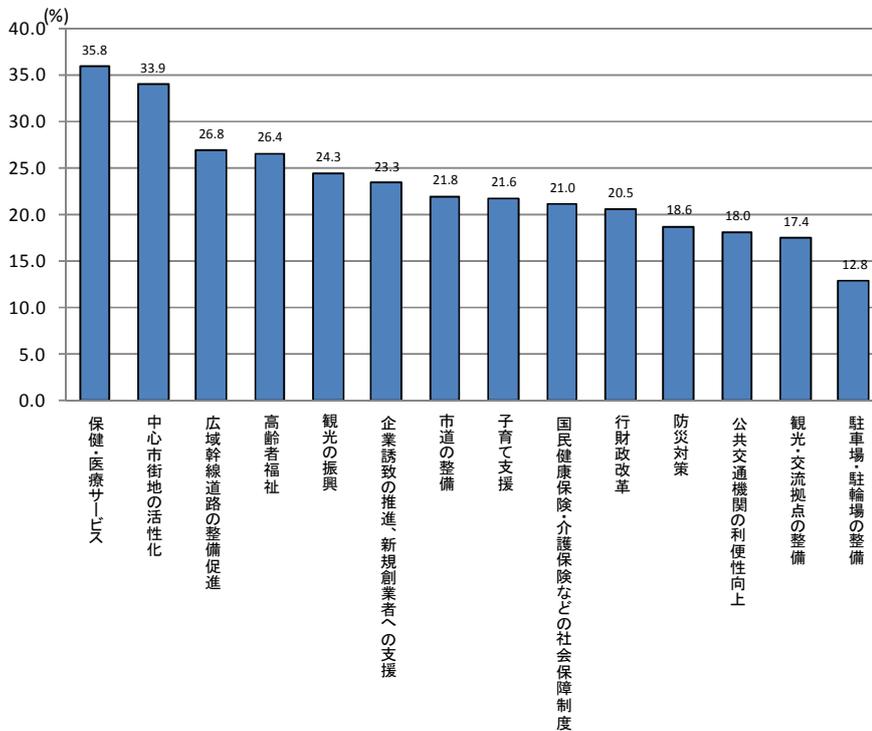


図 優先的に取り組むべき施策

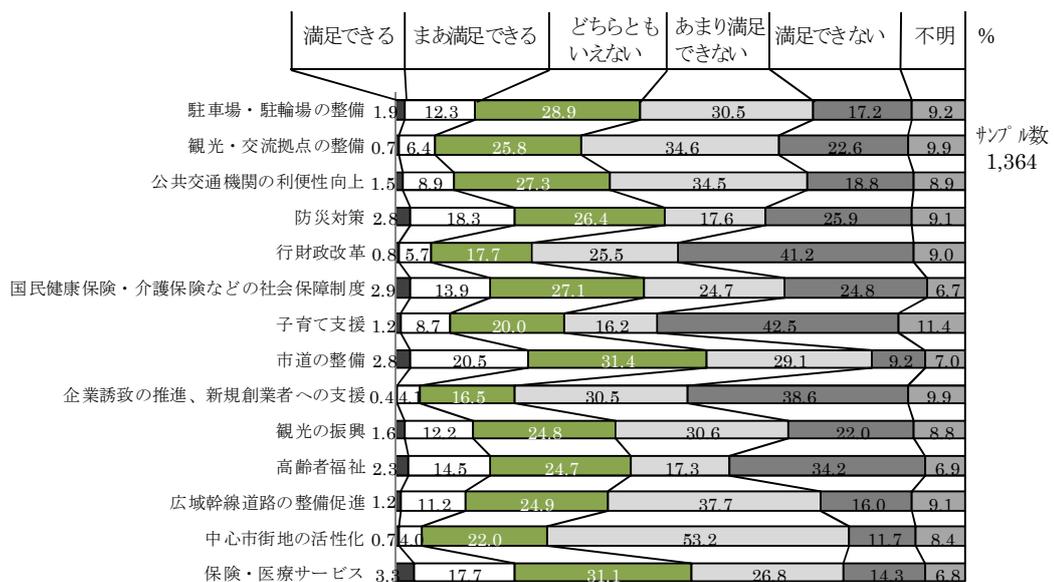


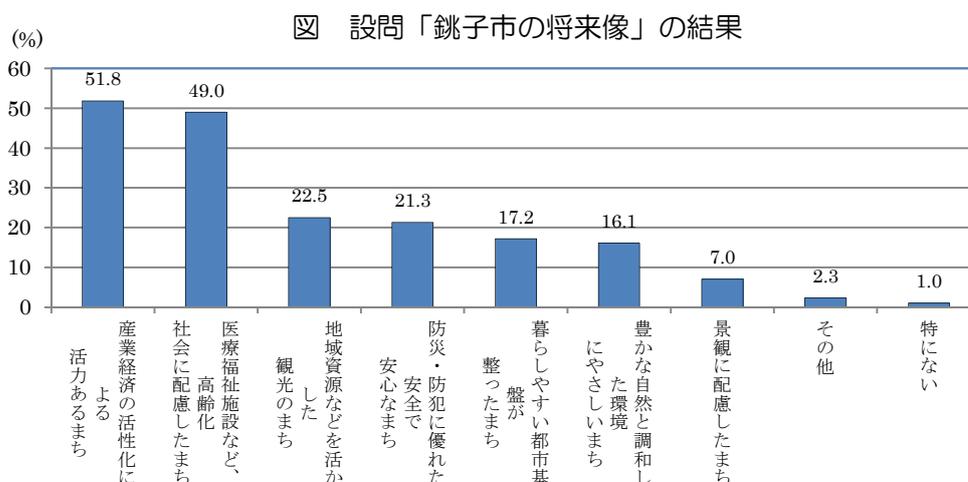
図 生活環境の満足度

### (3) 銚子市の将来像と都市計画について

#### ① 銚子市の将来像

「産業経済の活性化による、活力あるまち」「医療福祉施設など高齢者社会に配慮したまち」を望む声が高い。

銚子市の今後のまちづくりで目指すものについては、「産業経済の活性化による、活力あるまち」が51.8%、「医療福祉施設など、高齢化社会に配慮したまち」が次いで49.0%と高くなっています。「地域資源などを活かした、観光のまち」が22.5%、「防災・防犯に優れた、安全で安心なまち」が21.3%とともに20%台と続き、以下、「暮らしやすい都市基盤が整ったまち」17.2%、「豊かな自然と調和した、環境にやさしいまち」16.1%、「景観に配慮したまち」7.0%、となっています。



#### ② 重点的に取り組むべき拠点

##### ・まち全体の活性化に向けて、今後、重点的に取り組むことが望ましい拠点

まち全体の活性化に向けて、今後、どの拠点を重点的に取り組むことが望ましいかの問いには、「銚子駅や市役所を中心とした商業地の活性化」が41.9%、犬吠埼や屏風ヶ浦、川口などの観光拠点の強化が38.3%、今後、整備予定の銚子漁港第一卸売市場から銀座通り周辺の商店街の活性化が33.9%となっています。次いで、「休耕田など広い土地を利用した、風力発電やメガソーラー発電などの自然エネルギー施設の普及」22.7%、「三崎町周辺の新たな商業地と、そこに至る国道126号沿いの整備」21.8%と続いています。

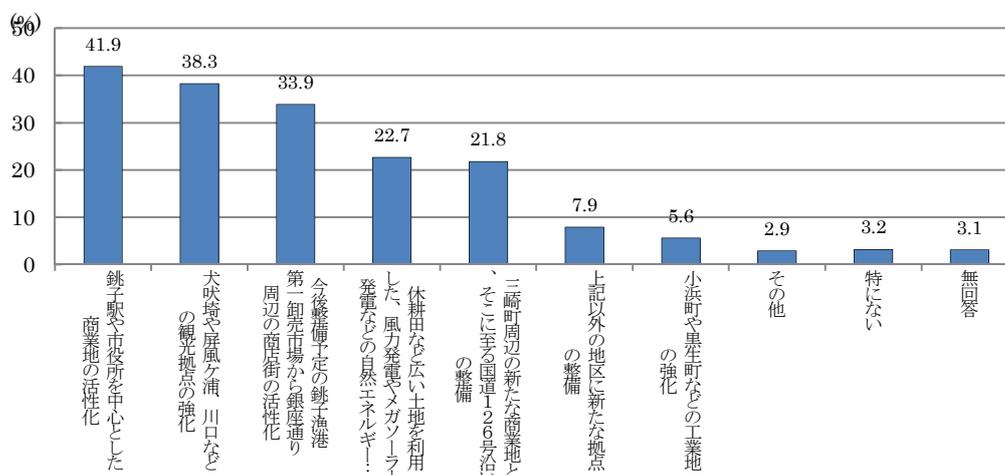


図 設問「重点的に取り組むべき拠点」の結果

### 3 上位・関連計画におけるまちづくりの方向

#### (1) 国の計画

	目標・基本方針等	基本的方向性（銚子市関連）
首都圏整備計画 (H18.9)	【都市構想の基本方向】 ・「地域の相互の連携・交流によって機能を高めあう「分散型ネットワーク構造」	【関東東部地域の整備方向】 ・地域の自立性を高め、自然環境と調和した活力ある都市環境の整備を推進 ・交通体系に沿った地域の拠点において、国際交流機能、工業機能等の強化を図る地域
関東ブロックの社会資本の重点整備方針 (H21.8)	【重点戦略】 ・自然災害等に強い地域づくり ・国際競争力の強化と地域の活性化 ・環境にやさしい地域づくり ほか	【重点事項】 ・自然災害に強い都市基盤の構築、災害に強い地域づくり、交通安全・保安対策の強化、応急復旧支援体制の強化 ・国際競争力強化、交流強化による地域の活性化、賑わいの創出と都市構造の転換等による地域の活性化 ・子育て環境の形成及び居住環境の向上、生活環境の改善、地球温暖化の防止、循環型社会の形成

#### (2) 千葉県の計画

	目標・基本方針等	基本的方向性（銚子市関連）
千葉県総合計画 「新輝け！ちば元気プラン」 (H25.10)	【香取・東総ゾーンの方向性】 ・「食料の生産拠点としての機能強化を図るとともに、北関東・東北方面や成田空港への近接性を生かした新たな発展可能性にチャレンジするゾーン」 ・農林水産物のブランド化や経営の大規模化等により食料の生産拠点としての機能強化に取り組む。圏央道からのアクセス道路等の整備を進め、東北方面や成田空港との交流・連携機能の強化による地域振興を目指す。	【交流基盤の強化】 ・地方バス路線の維持・確保に対する支援 ・銚子連絡道路等の高規格幹線道路の整備促進 ・国道 356 号等の国道・県道のバイパス・拡幅の整備促進 【社会資本の充実と適正な維持管理】 ・自転車道整備の推進 ・流域下水道整備 ・公共施設の長寿命化 等 【人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進】 ・河川環境の整備と保全 ・良好な都市環境の形成のため特別緑地保全地区指定や都市公園整備等による緑の保全・創出 等
千葉県都市計画区域マスタープラン (千葉県)：銚子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) (H16.2)	【都市づくりの目標】 ①人と自然にやさしいまち ②歴史と文化を大切にすまち ③いきいきと活動できるまち	【銚子駅周辺の中心市街地】 魅力ある商業地に加え、文化・アミューズメント機能などの集積を促進し、サービス機能の高い公益施設を整備し、機能的・効率的土地利用と質の高い環境を形成 【国道 356 号沿線の周辺市街地】 低中層住宅と商業サービス施設の調和のとれた環境を形成 【市民センター周辺エリア】 自然と調和した低層住宅地と位置付け、地区計画制度等により良好な住宅地を形成する 【外川エリア】 坂の市として知られ、漁業・観光・商業・住居の調和のとれた魅力ある環境を形成する。 【銚子漁港周辺エリア】 新産業形成ゾーンとして位置付け、交通利便性に優れた工業生産環境を形成する
千葉県土地利用基本計画 (H22.3)	【千葉東部ゾーン】 ○県の骨格的な交通軸の一つとなる首都圏中央連絡自動車道が地域を南北に縦断する形で整備されることにより、これを生かした観光・リゾート地域としての成長や企業の立地・集積を促進していく ○九十九里浜の美しい景観と海岸を保全するため、侵食対策の推進、松林の保全等を図る ○農地については、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化保全、農産物の流通の合理化を図るため広域農道の整備を推進 ○森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図る	

<p>千葉県広域道路整備基本方針 (H10.6)</p>	<p>【道路整備の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来的に県内の主要都市から千葉市までの到達時間を1時間に近づける</li> <li>○最寄りの高速道路インターまでほぼ30分で結ぶ</li> <li>○県レベルのプロジェクトへのアクセスを強化し、この効果を全県へ波及させる</li> <li>○東京湾アクアラインの効果を活かすネットワークを形成する</li> </ul>	<p>【当面の重点整備区間の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高規格幹線道路など、首都圏とのネットワークを形成する路線</li> <li>2. 高規格幹線道路の連絡となる路線・区間</li> <li>3. 他都県との交流を促進する路線・区間</li> <li>4. 地域高規格道路として位置付けられる路線</li> <li>5. 県内主要都市相互を連絡する路線・区間</li> <li>6. 容量の拡大などによる渋滞対策と機能強化が必要とされる区間</li> <li>7. プロジェクトを支援し地域活性化に資する路線・区間</li> <li>8. 隘路を解消する路線・区間</li> </ol>
<p>房総リゾート地域整備構想 (H1.4)</p>	<p>【整備の基本方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海と花と緑に包まれた通年型リゾートの形成</li> <li>2. 首都圏における新しい生活空間を提供するリゾートの形成</li> <li>3. 国際化に対応した質の高いリゾートの形成</li> </ol>	<p>【ゾーン別方針（銚子地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国でも有数の漁業基地としての社会特性をもつとともに、漁業を通じて培われた海の文化が息づいている地区</li> </ul>
<p>千葉県良好な景観の形成に関する基本方針 (H21.3)</p>	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ広域的に推進</li> </ul> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然の地形や水系、緑などの景観を守り育てる</li> <li>2. 歴史的・文化的景観を守り育てる</li> <li>3. 快適で潤いのある生活景観を守り育てる</li> <li>4. 地域の個性を生かした魅力ある景観を守り育てる</li> <li>5. 景観づくりの担い手を育てる</li> </ol>	<p>【利根川水郷地域の景観形成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利根川や中小河川の良好な水辺景観の保全・創出</li> <li>○利根川沿いの田園景観及び斜面林の保全（里山景観の保全）</li> <li>○銚子市外川の石畳みの町並みなど伝統的な集落景観の保全</li> <li>○舟運で栄えた歴史的町並みの保全・創出と歴史的資源を活用した景観づくり</li> <li>○周辺の自然と調和した良好な市街地景観の保全・創出</li> <li>○犬吠埼灯台からの雄大な太平洋と美しく弧を描いた君ヶ浜などの眺望景観の保全</li> </ul>

### (3) 銚子市の計画

	目標・基本方針等	基本的方向性（銚子市関連）
<p>銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」(H13.3)</p>	<p>【都市づくりの理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人と自然にやさしいまち</li> <li>2. 歴史と文化を大切にすまち</li> <li>3. いきいきと活動できるまち</li> </ol> <p>【施策の大綱】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安心とふれあいの暮らしづくり</li> <li>2. 自ら学ぶところ豊かな人づくり</li> <li>3. 活力のある伸びゆく産業づくり</li> <li>4. うるおいのある快適な環境づくり</li> <li>5. 機能的で魅力ある都市づくり</li> </ol>	<p>【都市的土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地は、商業・業務機能の集積と街路や公園の整備などを図り、風格と魅力のあるまち並みづくりを進めます。</li> <li>・住宅地域では、地域の特性を生かしたうるおいのある景観形成などにより住みやすい居住環境をつくります。</li> <li>・工業用地、流通業務用地、港湾については、産業構造や物流機能の変化に的確に対応しながら産業の活性化につながる適切な配置を進め、緑化など環境との調和に配慮した土地利用をめざします。</li> </ul> <p>【自然的土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸や利根川などの自然公園区域、風致地区のすぐれた自然を守り育て、豊かでうるおいのある自然景観づくりに努めます。</li> <li>・潮害防備、防風などの機能を持つ保安林を保全し、自然災害を防ぎ、緑豊かな景観をつくりだします。また、台地に広がる森林や緑地の保護と育成に努め、森林の持つ多様な機能を生かしていきます。</li> <li>・農地は生産基盤として整備を進め、優良農地の保全と活用を図ります。また、遊休農地については、市民農園など観光・レクリエーションの場としての利用を進め、人が農業にふれあう空間として活用します。</li> </ul>

## 4 都市づくり課題の整理

### (1) 都市の現状整理

#### ●沿革

- ・古くから漁業や醤油醸造業などの産業とともに、利根川水運の中継基地として発展し、人々の交流も活発で関東でも有数の都市として栄えてきた。昭和8年に県下2番目の市として誕生し、戦後近隣の村との合併により現在の市域が形成された。近年の社会経済環境のめまぐるしい変化の中で、首都圏に位置しながらその優位性を活かさず、若者の流出や少子高齢化による人口減少と経済活動が停滞している。

#### ●広域及び既存計画における位置付け

- ・農水産物のブランド化や銚子漁港の整備により、食料の生産拠点としての機能強化に取り組む。圏央道からのアクセス道路としての銚子連絡道の整備や、国道356号の整備のほか、広域営農団地農道など、道路ネットワークの構築による交流軸の強化を進め、東北方面や成田空港との交流・連携機能の強化による地域振興が求められる。

#### ●人口等の状況

- ・本市の人口は、2011年の69,299人が2025年には、53,684人(△15,615人・△22.5%)となり、2035年には42,264人(△27,035人・△39.0%)となり、減少傾向が将来も継続することが予想される。(銚子市人口推計分析業務委託報告書)
- ・年少(0歳~14歳)人口の推移は、2011年の7,093人が、2025年には、3,581人(△3,512人・△49.5%)、2035年には(2,395人・△66.2%)となり、少子化が一層進行することが想定される。(銚子市人口推計分析業務委託報告書)
- ・高齢化率(65歳以上人口)では、65歳未満人口が年々減少することにより、高齢化率が上がり続け、2025年には42.66%、2035年には48.96%となり、およそ2人に1人が高齢者になることが予想される。(銚子市人口推計分析業務委託報告書)
- ・通勤通学流動では、都市別にみると神栖市が最も多く、利根川を挟んで隣接する茨城県側との結びつきが高い。

#### ●産業等の状況

- ・良好な漁場環境によって支えられた全国有数の水揚量を誇る漁業をはじめ、水産加工、醤油醸造、かんづめ製造などの食品関連を中心とした工業、首都圏における生鮮野菜の供給基地としての農業、東総地域の中核として発展してきた商業、さらには犬吠埼や屏風ヶ浦など名だたる景勝地に恵まれた観光と、バランスの取れた産業形態を形づくってきた。近年では、長引く景気低迷の影響などにより、産業活動全般で厳しい状況が続いている。

## ●土地・建物利用の現状

- ・本市の土地利用の多くは自然的土地利用であり、海岸部などの美しい景観は、国定公園、条例による景観形成地区などに指定されているほか、リゾートマンション等大型建築物の立地については要綱による指導も実施している。
- ・用途地域指定が行われている市街地は、市域の約 17%で、第一種住居地域や準工業地域などの混在系の指定が多くなっている。用途地域指定のない市街地周辺等の一部に、スプロール化がみられる。
- ・人口集中地区については市域の約 10%程度であり、減少傾向にある。
- ・市の西部地区の台地を中心に風力発電施設 34 基が建設されている。

## ●市街地整備の状況

- ・戦災復興土地区画整理事業により、市街地の社会基盤が形成され、都市計画道路・公園等が整備された。
- ・戦災による焼失を免れた、形成年代の古い市街地は改築が必要な部分もみられる。
- ・市の南部に千葉科学大学と銚子マリーナが整備されている。
- ・国県道の整備は、主要幹線である国道 356 号バイパスが建設中であり、国道 126 号八木拡幅計画、県道愛宕山公園線延伸の用地取得が進んでいる。市道の整備は、主な道路は整備が済んでいるが、経年で老朽化の進んでいる道路も多く、道路機能改善のための改良が必要である。都市計画道路は長期未着手路線が残っている。
- ・本市の住民 1 人当たり都市公園面積は 3.3 m<sup>2</sup>、本市特有の自然公園など都市公園以外の公園面積を含めても 5.3 m<sup>2</sup>で、都市公園法施行令や市条例で規定する住民 1 人当たり都市公園標準面積 10 m<sup>2</sup>と比べて低い水準となっている。
- ・公共交通網として、JR 総武本線・成田線、銚子電気鉄道、民間バス等が運行されているが、モータリゼーションの進展と人口減少の影響により利用者は減少傾向にある。
- ・洪水対策としての、中小河川の整備が遅れている。

## ●自然環境・歴史資源等の状況

- ・市域の三方を太平洋と利根川に囲まれ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた半島性という地理的特性を有し、水郷筑波国定公園の指定を受け、海岸部は犬吠埼をはじめ、屏風ヶ浦の断崖や君ヶ浜などの砂浜等、変化に富んだ海岸線を形成している。
- ・国指定天然記念物の犬吠埼の白亜紀浅海堆積物をはじめ、国指定・登録文化財などが指定され保護されている。最近、屏風ヶ浦の地層を代表とする地質資産が日本ジオパークに認定されている。
- ・銚子電鉄は公共交通としての役割とともに、歴史資源として、本市観光の重要な役割を果たしている。

## (2) 都市づくりの基本課題

### ① 社会経済情勢からの課題：社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり

- ・人口減少、少子高齢化への対応
- ・定住人口・交流人口の確保
- ・地域産業の活性化
- ・人々の社会活動に伴う環境負荷が少ない、再生可能エネルギーなど持続可能な循環型社会の構築
- ・誰もが安全安心に暮らせるまちづくり
- ・市民及び大学との協働によるまちづくり
- ・公共施設再編などによるコンパクトなまちづくり

### ② 都市（市街地）環境の課題：都市の機能強化による産業拠点形成と定住環境づくり

- ・中心市街地の空地・空き店舗等の適正利用による市街地空間の有効活用
- ・市街地へのサービス付き高齢者向け住宅などの誘導による、居住施設と都市施設の一体的な居住環境の整備改善
- ・本市の顔としての魅力ある都市景観の整備と中心市街地の強化
- ・銚子連絡道路整備などの広域交通体系を活かした産業誘導と観光機能の強化
- ・全国有数の水揚量を誇る銚子漁港の大規模な流通・加工機能を兼ね備えた総合漁業基地としての整備促進
- ・黒生地区への水産加工関連産業の集積
- ・三崎町周辺の広域交流拠点の土地利用や、国道 126 号・356 号等の幹線道路における沿道土地利用の適正化と景観整備

### ③ 都市周辺環境・自然環境の課題：優良農地や自然環境と調和した良好な居住環境の維持

- ・集落地、住宅開発地における居住環境の整備、保全
- ・農業生産の育成・保全
- ・首都圏への食料供給地として安定供給を図るための土地基盤整備と経営基盤の強化
- ・海岸線や景勝地等の自然環境・観光資源の維持保全
- ・太平洋や利根川を活かした水辺空間の創出
- ・保水・遊水機能の向上に向けた農地や緑地の保全

### ④ 生活環境の課題：環境負荷が少なく安全安心に暮らせる環境づくり

- ・市街地における公共下水道の整備促進と集落地等における合併浄化槽の推進
- ・既存公園の維持管理と地域バランスのとれた公園の整備促進
- ・住民と協働による街路・公園等の緑化促進
- ・公共施設及び民間建築物の耐震化・不燃化による防災拠点等の強化
- ・避難場所・避難路の整備促進と周知徹底など危機管理体制の強化
- ・ごみの減量化と省資源化の促進
- ・風力発電施設の設置可能地域の指定
- ・洋上風力発電施設などの自然環境とバランスのとれた産業の育成
- ・海岸線の津波・高潮対策、利根川の津波・洪水対策並びに中小河川整備と排水施設整備の推進

**⑤ 交通の課題（道路・公共交通）：地域連携と交流を牽引する交通網の整備促進と身近な生活道路の改善**

- ・ 銚子連絡道路や広域営農団地農道などの広域交通軸の整備促進、市街地を形成する国県道および都市計画道路等の整備による道路ネットワークの形成
- ・ 都市活動の円滑化や沿道環境の形成、防災の強化などに資する都市計画道路等の整備と長期未整備路線の見直し
- ・ 日常生活を支える鉄道およびバス路線の維持と利用者ニーズを踏まえた改善
- ・ 安全安心で快適な歩行者・自転車空間の整備とバリアフリー化の推進
- ・ 狭隘道路の解消などの身近な生活道路の改善

**⑥ 景観に関する課題：銚子らしい魅力ある街並み・景観づくり**

- ・ 国県道等の幹線道路沿道における違法看板の撤去、規制強化による良好な市街地景観の形成
- ・ 海岸線、景勝地など恵まれた自然景観と名所、旧跡地など歴史的景観の保全と活用
- ・ 不法投棄の防止対策の強化による景観の保全

## 参考-2 都市計画マスタープラン策定の経緯

開催日時		開催等内容	
平成 25 年	10 月 25 日	第 1 回策定委員会	銚子市都市計画マスタープラン策定方針 銚子市の現況と課題の整理の検討
	12 月 13 日	第 2 回策定委員会	銚子市の現況と課題の整理（原案） 将来都市像と全体構想の検討
平成 26 年	2 月 21 日	第 3 回策定委員会	将来都市像と全体構想（原案）の修正
	3 月 20 日～ 4 月 10 日	パブリックコメント	銚子市都市計画マスタープラン 中間とりまとめ 全体構想（原案）
	4 月 25 日	第 4 回策定委員会	パブリックコメントを踏まえた全体構想（案） 地区区分の検討
	8 月 1 日	第 5 回策定委員会	地域別構想の検討
	10 月 3 日	第 6 回策定委員会	地域別構想（原案）
	11 月 13 日 11 月 18 日 11 月 19 日	中部地域住民説明会 東部地域住民説明会 西部地域住民説明会	都市計画マスタープランの位置づけ 全体構想（原案） 地域別構想（原案）
	12 月 19 日	第 7 回策定委員会	実現化方策（原案） 住民説明会を踏まえた地域別構想（案）
平成 27 年	1 月 9 日～ 2 月 5 日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン（原案）
	3 月 6 日	第 8 回策定委員会	パブリックコメントを踏まえた都市計画マスター プラン（案）
	3 月 19 日	都市計画審議会	銚子市都市計画マスタープランの策定について （諮問）

表 銚子市都市計画マスタープラン策定経過一覧

### (1)パブリックコメントの概要

#### 第 1 回目

- 1 実施内容 都市計画マスタープラン 全体構想（原案）
- 2 実施期間 平成 26 年 3 月 20 日（木）～4 月 10 日（木）
- 3 閲覧場所 市ホームページ、市支所・出張所、公正図書館、市民センター、しおさいプラザ
- 4 意見提出 4 名

#### 第 2 回目

- 1 実施内容 都市計画マスタープラン（原案）
- 2 実施期間 平成 27 年 1 月 9 日（金）～2 月 5 日（木）
- 3 閲覧場所 市ホームページ、市支所・出張所、公正図書館、市民センター、しおさいプラザ
- 4 意見提出 4 名

## (2)地域別住民説明会の概要

### 中部地域

- 1 日 時 平成26年11月13日(木) 18時30分～
- 2 場 所 勤労コミュニティセンター2階
- 3 参加者 25名
- 4 主な意見

- ・都市計画道路の未整備路線は廃止した方がよい。
- ・銚子漁港第一卸売市場の観光活用とあるが、地域と連携し活性化するためには、行政が音頭を取って関係団体と話し合いを進めていってほしい。
- ・一番重要なことは、勤務地の確保、企業誘致などの人口減少と税収減少対策。
- ・インフラ特に道路整備はかなり遅れていると思う。
- ・銚子連絡道路よりも国道356号の整備を優先すべきと思う。
- ・犬吠埼などは国定公園等の法規制が大変厳しく、観光地としての開発・取引が難しい。



### 東部地域

- 1 日 時 平成26年11月18日(火) 18時30分～
- 2 場 所 市民センター会議室2
- 3 参加者 13名
- 4 主な意見

- ・買物難民が心配。
- ・キャンプ場の集客施設としての活用。
- ・東部の豊富な緑地の積極的活用。
- ・高齢化社会が進行する中で、特老の入居待ちの人々を銚子に呼び込む施設整備・PR することも一つの方向性。
- ・銚子に引っ越して3年になるが個人的には環境良く住みやすい。ただ、街なかを歩くとちょっと残念なところが多々ある。漁港の町らしい活気や、高速道路を下りてからが遠いので、道路インフラなどを整備していった方がよい。



### 西部地域

- 1 日 時 平成26年11月19日(水) 18時30分～
- 2 場 所 西部地区コミュニティセンター2階
- 3 参加者 7名
- 4 主な意見

- ・様々な計画を作る際に、今日のような住民説明会を開き、広く住民の意見を反映させてほしい。

(3) 銚子市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験を有する者	阿波 秀貢	(株)AWA 都市・建築研究所 所長	
	金島 弘	(一社)千葉県建築士会銚子支部 前支部長	会長
	高山 啓子	千葉科学大学 危機管理学部 教授	副会長
	山下 昌彦	(株)UG 都市建築 代表取締役社長	
関係行政機関の職員	行方 寛	千葉県都市計画課 課長	平成 26 年度
	一松 政夫	同上	平成 25 年度
	斉藤 誠	千葉県銚子土木事務所 所長	
市内関係機関の役職員等	黒田 幸一	銚子商工会議所 地域開発委員会 委員長	
	島田 政典	(社)銚子市観光協会 理事	
	大塚 憲一	銚子市漁業協同組合 筆頭理事	
	菅谷 善司	ちばみどり農業協同組合 銚子支店長	平成 26 年度
	鈴木 隆	同上	平成 25 年度
公募による者	齋藤 晃	市民委員	
	吉田 豊和	市民委員	
市の行政を代表する者	鎌形 政美	都市環境部長	平成 26 年度
	佐野 収	同上	平成 25 年度
	笹本 博史	産業観光部長	平成 26 年度
	鈴木 新藏	同上	平成 25 年度
	宮澤 英雄	政策企画部長	平成 26 年度
	青柳 清一	同上	平成 25 年度

## (4) 銚子市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

## 銚子市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を定めるため、銚子市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランについて、市の総合計画その他関連計画との整合を図りつつ、多様な観点から検討し、意見を提案するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内関係機関の役職員等
- (4) 公募による者
- (5) 市の関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定をもって終了するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市環境部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

(5) 銚子市都市計画審議会諮問・答申

銚都第198号  
平成27年3月9日

銚子市都市計画審議会会長 様

銚子市長 越川 信一

銚子市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第18条の2の規定に基づき、別紙のとおり策定いたしたく、貴審議会に諮問いたします。

銚都審第1号  
平成27年3月19日

銚子市長 越川 信一 様

銚子市都市計画審議会  
会長 嶋村 宗正

銚子市都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成27年3月9日付け銚都第198号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、適切なものと認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、次のことに十分な配慮を望みます。

記

1. 本市の特徴を生かしつつ、方針の重点化（人口減少対応、福祉施策、雇用創出など）と施策の一層の具体化を図り、本計画の実現に努めること。
2. 今後は高齢者、子育て世代向け施策が重要になると考えられるので、これらに配慮したまちづくりに努めること。
3. 安全・安心に配慮したまちづくりを進めること。
4. 本計画の推進にあたっては、行政、市民、民間団体等が連携した協働のまちづくりに努めること。

### 参考-3 用語解説

五十音	用語	解説
あ行	液状化	地震などの振動によって地盤が液体のような状態になること。
	NPO	営利を目的としない民間の活動団体。活動分野は国際交流や支援、環境保護、お年寄りや障害者の介護など広範にわたっている。
	延焼遮断帯	市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間
	沿道景観	道路に沿った地域の景観（風景）のこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。
か行	街区公園	主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 250m の範囲内で面積 0.25ha を標準として配置する公園のこと。
	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
	改良済延長【改良延長】	「道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長」と、「事業中の区間については事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長」を合計した道路延長のこと。
	合併処理浄化槽	台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保しやすい。
	涵養機能	森林・農地等において、降雨がすぐに川に流れ込まず中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を抑制したり、土壌を浸透する間に水質を浄化する機能のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家 1 戸以上の被害が生じる恐れのある箇所のこと。
	給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。
	狭あい道路	幅員が狭い道路のことで、一般に幅員 4メートル未満の道路のこと。
	協働	住民、企業、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取り組みや事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 500m の範囲内で面積 2ha を標準として配置する公園のこと。
	ランドデザイン	中長期的で総合的なまちの設計図で、本都市計画マスタープランでは将来都市構造図のこと。
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地の面積のこと。経営体が所有している耕地のうち貸しつけている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。
	建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するため、土地の所有者、建築物の賃借権者等が全員の合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備など建築物に関する基準を定めた協定のこと。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置し、管理する下水道のこと。
	公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」という語は、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されている。一般用語では、公共施設と称される小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等を「公益施設」（または公共的施設）といて、公共施設と区別している。
	公共交通機関	鉄道、バス、船舶、飛行機等の不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。
	交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）が整備するもの（交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等）と、市町村などの道路管理者が整備するもの（街路照明灯、カーブミラー、街路柵、車止めポール等）がある。

五十音	用語	解説
か行	交通空白地域（交通不便地域）	駅やバス停から一定の距離を越えた地域。
	交流人口	その地域に住む居住者に対し、観光客のように他の地域から来訪してくる人数。
	国勢調査	国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査のこと。5年ごとに実施している。
	コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまりのこと。
	コンパクトなまちづくり	今後、高齢化社会の進展や環境問題等を踏まえ、住居、店舗その他の施設が郊外に分散的に立地しているのではなく、徒歩・自転車及び公共交通等を充実させて、中心市街地を中心に一定の範囲にコンパクトに集まった都市を形成するまちづくりを目指すこと。
さ行	ジオパーク	科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む自然公園の一種。
	市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業などのこと。
	自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。
	循環型社会	地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換をイメージし、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくする社会のこと。
	生涯学習	人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。日本においては、「人々が自己の充実・啓蒙や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」という定義（昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」より）。
	常住人口	国勢調査で、そこに三か月以上にわたって住んでいるか、あるいは住むことになっている人口。
	親水空間	河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間のこと。
	スプロール	虫食いの宅地開発等が進み、都市が無秩序に拡大していくこと。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。
	操業環境	操業環境の良さは、工場などが操業しやすい環境のことで、工場などからの騒音などの問題がないように住宅地から離れた場所にまとまった土地に造成が行われていることなど、工場の操業がしやすい環境が整っていること。
	総合計画	自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。
	た行	地域高規格道路
地区計画		地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。
昼間人口		一定地域の夜間人口から地域外へ通勤・通学する人口を除き、地域外から通勤・通学してくる人口を加えた人口。
通過交通		他地域に行くために市街地を通過するだけの自動車交通のこと。
デマンド交通		小型の乗合自動車などを利用して、予約方式により、自宅から目的地まで送迎する交通システム。
都市機能		一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などのこと。
都市基盤		都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称のこと。近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている。

五十音	用語	解説
た行	都市計画区域	都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のこと。
	都市計画制度	都市計画とは、自分たちの住むまちの健全な発展と秩序ある整備を行っていくために、土地の使われ方・建て方、道路や公園などの都市施設の整備、土地区画整理や市街地開発などの事業を行い、まちづくりを進めていくためのルールです。都市計画制度は、このルールの実効性を担保するために土地所有権などの私権に対して制限を行って行くものです。
	都市計画区域マスタープラン	市町村を超える広域の見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画のこと。
	都市計画公園	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園、緑地。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	都市公園	国もしくは地方公共団体が設ける公園または緑地で、都市公園法において定義された施設のこと。種類として街区公園、近隣公園、地区公園などがある。
	都市構造	都市の骨格となる交通網や土地利用をベースに、都市の姿を概念的に簡単に表現すること。
	都市施設	道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設のこと。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業のこと。
な行	日常生活圏	地形的・歴史的に一体性があり、概ね徒歩や自転車で移動できる学校区などの日常生活に密着した区域のこと。
	農業振興地域	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。
	農業生産基盤	農業生産を行うための基盤となる施設（水路や農道など）や、ほ場（水田、畑）のこと。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。
は行	バイオマス	生ごみ、ふん尿等、再生可能な資源。
	ハザードマップ	洪水や津波などの自然災害に対して危険なところを示した地図のこと。
	パブリックコメント	行政の政策立案過程で、意思決定を行う前に、広く住民から意見を集め、意思決定に反映させることを目的とした制度のこと。
	バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活や活動をする上で、障害となっている部分を除去すること。
	風致地区	都市の自然のありさまを保存し維持するために、自然の美しさをそこなう行為などを規制している地域。
ま行	水循環システム	太陽エネルギーの主因として引き起こされる、地球における継続的な水の循環。
や行	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
	用途地域	良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度のこと。
	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

五十音	用語	解説
ら行	ライフライン	ガス・水道・電気・電話・流通などの生活を支えるシステムのこと。
	リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。
	レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを癒やすため、娯楽、余暇、レジャーなどで楽しむこと。

;